



環境省関連対策・施策の進捗及び 今後の取組について



1. 再生可能エネルギー・省エネルギー関連
2. 地域脱炭素ロードマップ関連
3. 脱炭素型ライフスタイルへの転換
4. 代替フロン等 4 ガス（HFC、PFC、SF6、NF3）
5. 二国間クレジット制度（JCM）
6. 廃棄物関連

1. 再生可能エネルギー・省エネルギー関連

対策・施策の進捗状況： 公共部門における再エネ導入



政府実行計画（2021年10月22日閣議決定）（概要）

- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画（温対法第20条）
- 目標を2030年度までに**50%削減**（2013年度比）と設定。その達成に向け、再エネ導入については、設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指すこととしている。
- また、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。



※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

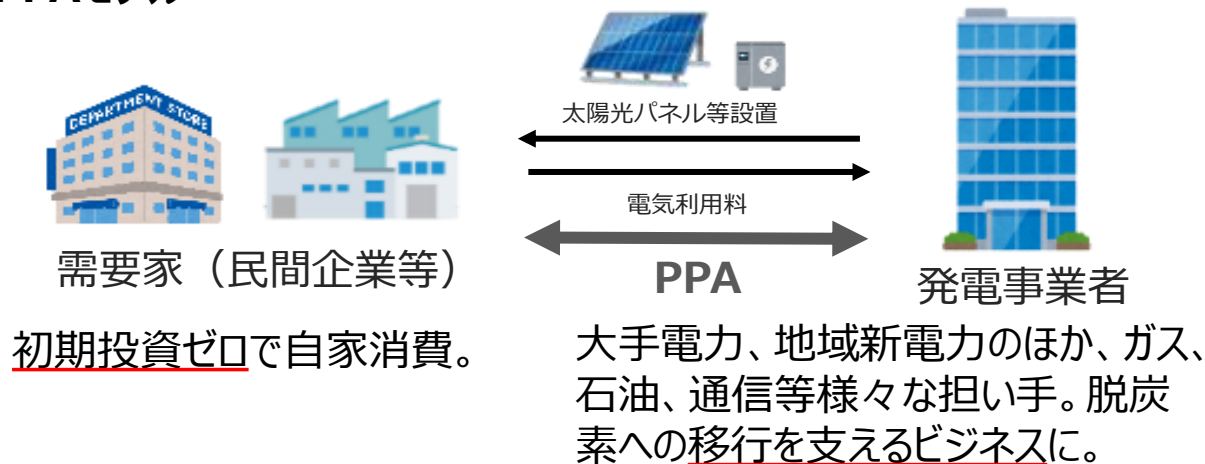
※地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定することとされており、地球温暖化対策計画において政府実行計画に準じて取組を行うことが求められている。

〈太陽光発電の目標実現に向けて〉

- 公共部門（政府・地方公共団体）での太陽光発電6.0GWの導入（2030年度）達成に向け、環境省が事務局となり全府省庁を構成員とする「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を開催。（第1回：2023年9月、第2回：2024年3月）
- 政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、6.0GWに対応する政府の導入目標を57MW（0.06GW）と設定。導入目標の達成に向けて**各府省庁において太陽光発電整備計画を策定**。
- 地方公共団体の保有施設については、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**。（施設種別全体での導入目標は4.82GW）
- 上記のほか、以下の追加的な取組を実施する。
 - ①政府施設に関し、耐震工事を行うことで設置可能となる場合等を追加。
 - ②独立行政法人・国立大学法人におけるポテンシャル調査、目標設定を促し、公共部門に算入。
- ペロブスカイト太陽電池について、公共施設での導入目標の先行検討や率先導入に向け、2024年の調査においてまずは政府施設でのポテンシャルの調査を実施予定。

- 自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、電力系統への負荷も低減できる。
- 環境省では特に、PPAやリースなど、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を導入できる仕組みの支援を行っている。また、再エネポテンシャルを有効活用するため、ソーラーカーポートなどの新たな手法による太陽光発電の導入の促進も行っている。

PPAモデル



（参考）環境省補助事業の支援実績

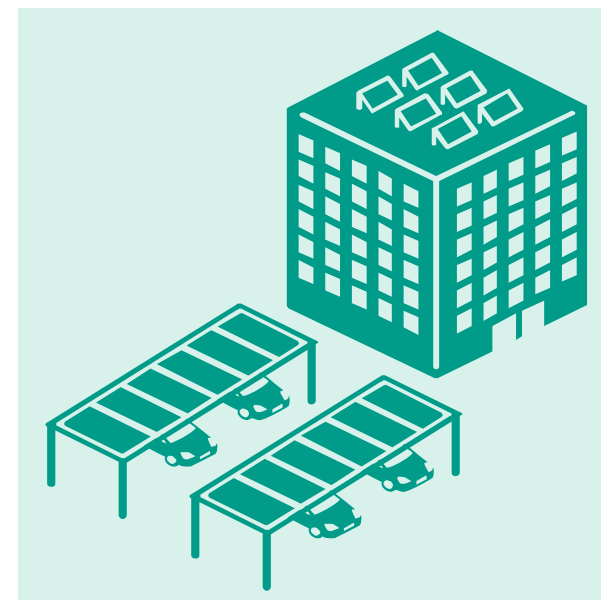
令和3年度：屋根太陽光が184MW、駐車場太陽光が8.4MW。

令和4年度：屋根太陽光が175MW、駐車場太陽光が15.9MW。

令和5年度：屋根太陽光が120MW、駐車場太陽光が14.1MW。

※R5については、2次公募までの実績である点に留意。

駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上での新たな手法

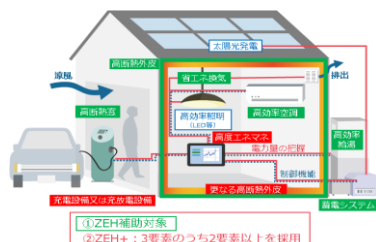
対策・施策の進捗状況： 住宅の脱炭素化に向けた取組

- 新築住宅のZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及びZEH-M（集合住宅のネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化、既存住宅の断熱リフォームを推進。
- 昨年に引き続き、3省連携（※）で住宅省エネ2024キャンペーンを展開し、特に高性能な断熱窓への改修を推進。 ※環境省・経産省・国交省の3省合計で**4,615億円**を計上（令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算）

新築住宅

ZEH※、ZEH+

- ・ 戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業（令和6年度予算額：7,550百万円の内数）



※エネルギーの消費量が正味で概ねゼロ以下である住宅

ZEH-M（ゼッチ・マンション）

- ・ 集合住宅の省CO₂化促進事業（令和6年度予算額：3,450百万円の内数）



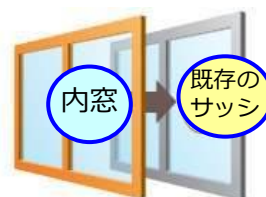
EVの普及にも資するため、V2H設備又はEV充電設備等について補助額を加算。

3省連携 キャンペーン

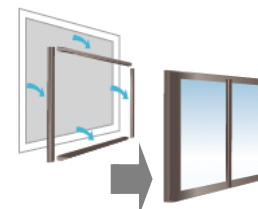
先進的窓リノベ2024事業（窓）＜GX＞

- ・ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業（経済産業省・国土交通省連携事業）（令和5年度補正予算額:135,000百万円）

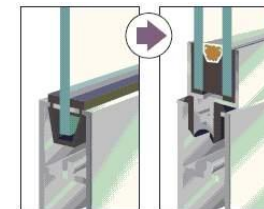
内窓設置



外窓交換



ガラス交換

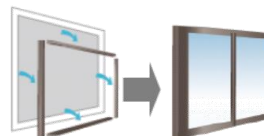


断熱リフォーム（窓、外壁等）

- ・ 既存住宅の断熱リフォーム等加速化事業（令和6年度予算額：（戸建）7,550百万円の内数、（集合）3,450百万円の内数）（令和5年度補正予算額:1,390百万円）

外窓交換

古いサッシを枠ごと取外し、新しい断熱窓を取り付け



外壁の断熱改修

既存の外壁の断熱材を撤去し、数込断熱等を施工



主要居室の
部分断熱改修が可能



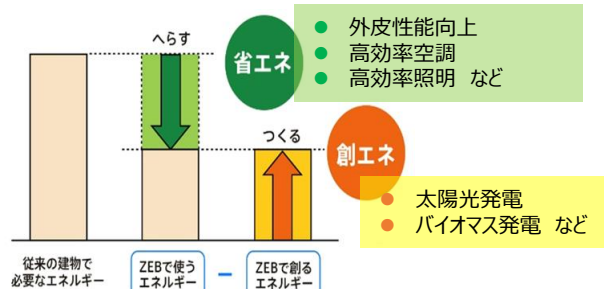
対策・施策の進捗状況： 建築物の脱炭素化に向けた取組

- 新築・既存建築物のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化の推進に加え、ライフサイクルCO₂（LCCO₂）を算定・削減し、かつ先導的な取組を行う新築ZEBへの支援を行う。
- 2050年の目指す姿（ストック平均でZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保）の達成に向け、外皮の高断熱化と高効率空調機器等の導入による既存建築物の省CO₂改修を推進。

新築・既存ZEBの支援

- ・ 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携事業）
（令和6年度予算額：4,719百万円の内数）
（令和5年度補正予算額：6,171百万円の内数）

ZEBの概念図とランク



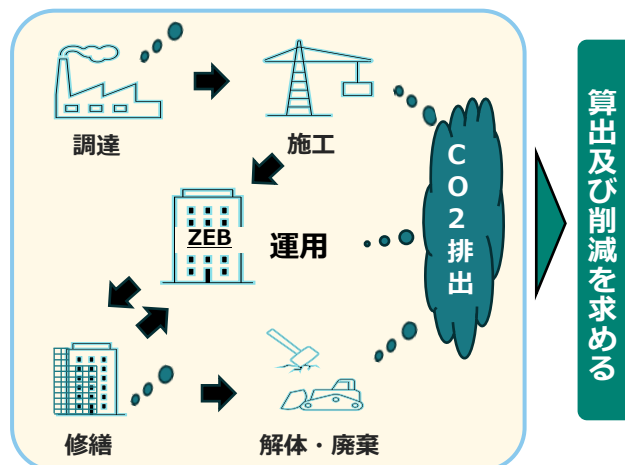
	『ZEB』	Nearly ZEB	ZEB Ready	ZEB Oriented
省エネ	▲50%以上	▲50%以上	▲50%以上	▲40%又は30%以上
省エネ+創エネ	▲100%以上	▲75%以上	—	—

R6当初～

LCCO₂削減型ZEBの支援

- ・ 建築物等のZEB化・省CO₂化普及加速事業のうち、LCCO₂削減型の先導的な新築ZEB支援事業（国土交通省連携事業）
（令和6年度予算額：4,719百万円の内数）

建築物のライフサイクルCO₂のイメージ



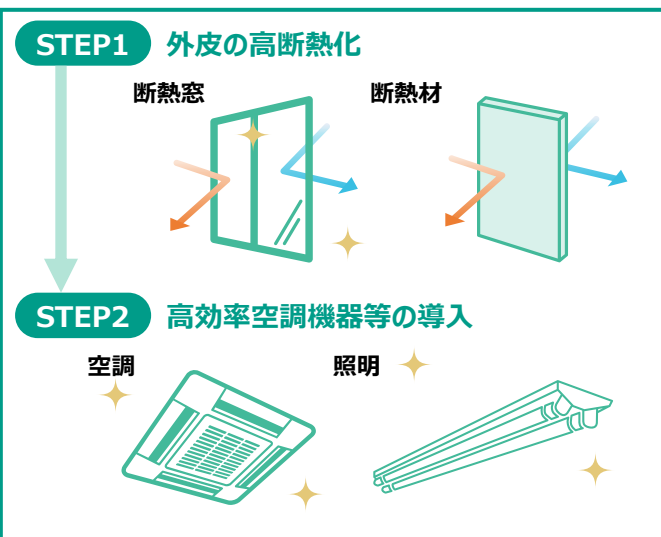
- そのほか、運用時の以下の先導的な取組も特に評価する。
 - ・ 災害に対するレジリエンス性の向上
 - ・ 自営線を介した余剰電力の融通
 - ・ 建材一体型太陽光電池の導入 等

R5補正～

既存建築物のZEB水準への改修支援＜GX＞

- ・ 業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）
（令和5年度補正予算額：11,100百万円）
※ 4年間で総額33,929百万円の国庫債務負担

事業のイメージ



ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保

対策・施策の進捗状況： 中小企業における脱炭素化促進に向けた環境省の取組

- サプライチェーン全体での脱炭素化促進に向け、環境省では中小企業に対して、多様性のある事業者ニーズを踏まえて、**地域ぐるみでの支援体制の構築を行い、算定ツールや見える化の提供、削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資**に取り組んでいく。

【脱炭素化への取組のステップ】

取組が評価され企業価値が向上、投融資や事業機会が拡大

取組の動機付け (知る)

排出量の算定 (測る)

削減目標・計画の策定、脱炭素設備投資 (減らす)

算定ツールや見える化の提供

- 支援人材が、中小企業を回る際に使う算定対話ツールの提供
- 事業者に対する温室効果ガス排出量の算定ツール(見える化)の提供

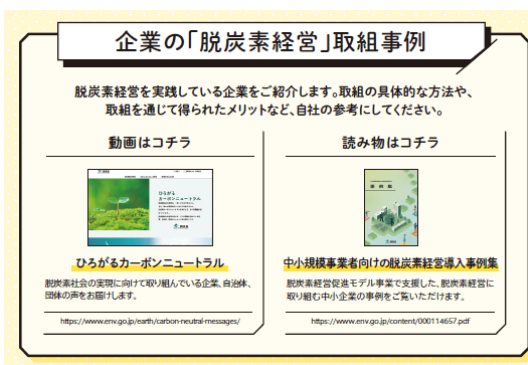
※利用はR6からの予定

事業者に対して、削減計画策定支援(モデル事業やガイドブック等)

- ・CO2削減目標・計画策定支援(モデル事業・補助)
- ・削減目標・計画に係るセミナー開催、ガイドブック策定

事業者に対して、脱炭素化に向けた設備更新への補助、ESG金融の拡大等

- ・省CO₂型設備更新支(SHIFT事業)(1/3, 1/2 or CO2削減比に応じた補助)
- ・業務用建築物の脱炭素改修加速化事業
- ・環境金融の拡大に向けた利子補給事業(年利1%上限)



カーボンフットプリント(CFP)を活用した官民におけるグリーン製品の調達の推進と、その基盤となるガイドラインの整備



対策・施策の進捗状況： 地域脱炭素化促進事業制度による地域共生型再エネの導入促進



地域脱炭素化促進事業制度の概要

- 再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向けては、地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、**地域共生型再エネの導入促進が不可欠**。
- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、**再エネ促進区域**や再エネ事業に求める**環境保全・地域貢献の取組**を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 令和6年3月時点で、**26市町村が再エネ促進区域を設定**。

地域脱炭素化促進事業制度の拡充 ※令和7年4月1日施行

- 地域共生型再エネの導入促進のためには、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案**を第213回通常国会に提出。
- 本改正案により、
 - ✓ 現状、市町村のみが定める再エネ促進区域等について、**都道府県及び市町村が共同して定める**ことができることとし、その場合は**複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行う**こととする。
 - ✓ 許認可手続のワンストップ化特例について、対象となる手続を新たに追加。

対策・施策の進捗状況： (参考) 温対法に基づく地域脱炭素化促進事業制度の仕組み



- 地球温暖化対策推進法に基づき、市町村が、再エネ促進区域や再エネ事業に求める環境保全・地域貢献の取組を自らの計画に位置づけ、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 地域の合意形成を図りつつ、環境に適正に配慮し、地域に貢献する、地域共生型の再エネを推進。

制度全体のイメージ

国
都道府県

促進区域に係る全国一律の環境配慮基準の策定
促進区域に係る地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮基準の策定

個別法令に基づく
事業計画の確認

協議

同意

市町村：促進区域等の策定

事業者：事業計画の作成

市町村：事業計画の認定

市町村が、
住民や事業者等が参加する協議会を活用し、
●再エネ事業に関する促進区域や、
●再エネ事業に求める
・地域の環境保全のための取組
・地域の経済・社会の発展に資する取組
を自らの計画に位置づける。

※促進区域は、国や都道府県の基準に基づき定める。

協議会

情報の重ね合せと議論

地域資源である再エネの使い方や誘導したいエリアを、
地域自らが議論。

事業者は、
●協議会における合意形成を図りつつ、
●市町村の計画に適合するよう再エネ事業計画を作成し、認定の申請を行う。

環境保全等に関する情報
再エネポテンシャル
その他

事業者

促進区域

事業の予見可能性が向上。
協議会の活用等により、合意形成がスムーズに。

市町村は、事業計画の申請を受け、
●事業者の代わりに国や都道府県に協議し、同意を得た上で、
●市町村の計画に適合する、環境に適正に配慮し、地域に貢献する再エネ事業計画を認定。

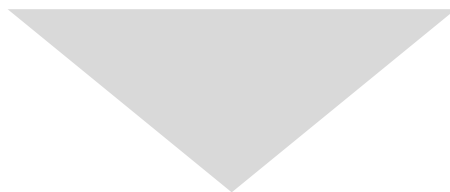
※ 国・都道府県への協議は事業計画に関係法令の許可手続き等を要する行為が記載されている場合のみ。この場合、認定事業は当該許可手続き等が不要に（ワンストップ化の特例）。
※ 都道府県の基準に基づいて策定された促進区域内における認定事業は、アセス法の配慮書手続きが不要に。



地域に役立つ再エネ事業を誘致

<地球温暖化対策計画（令和3年10月）>

- 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係省庁、地方自治体、事業者等の連携の下検討するとともに、陸上風力等についても引き続き効率化に取り組む。



陸上・洋上風力それぞれの特性に応じ、環境配慮を効果的・効率的に確保できるよう、

- ・陸上についてはより適正な立地、手続の合理化を図る観点での制度設計

- ・洋上については環境省がアセスの一部を実施するセントラル方式の導入

を含め、風力発電に係る環境アセスメント制度の見直しを進めていく。

陸上風力：規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）

立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応の在り方について迅速に検討・結論を得る。（令和3年上半期には具体的な検討を開始、令和4年度結論）

- 令和3年度に経済産業省とともに検討会を立ち上げ、立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について検討を実施。
- 令和5年度は、令和4年度の検討内容を基礎としつつ、制度の詳細設計のための議論を速やかに実施する。

洋上風力：規制改革実施計画（令和4年6月閣議決定）

日本版セントラル方式の確立

環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適なあり方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。（令和4年から検討開始し、速やかに結論を得る。）

- 令和4年度は、関係省庁とともに検討会を立ち上げ、日本版セントラル方式の検討の一部として、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な制度のあり方について検討を実施。
- 令和5年度は、令和4年度の検討内容や論点を踏まえ、具体的な制度について速やかに検討を実施する。

2030年度目標に向けた今後の取組： 再エネ最大限導入を地域共生型で進めるために

- 2030年度46%削減や2050年ネットゼロの実現に向け、地域や自然と共生しながら、再エネを最大限導入。地域資源である再エネを活用し、地域からのGX、経済活性化、災害に強い地域づくりに貢献。
- 太陽光については、次世代型太陽光や初期費用ゼロ型等の先進技術・方式の需要創出に取り組みつつ、公共施設、ビル、工場、倉庫等の屋根や壁面等において集中的・重点的に導入拡大。
- 再エネ設備の廃棄・リサイクルについて、制度的な議論やリサイクル技術の高度化等を進め、計画的に対応。

〈①地域脱炭素を通じた地域共生型再エネ導入〉

脱炭素先行地域での取組や温対法に基づく促進区域等の活用を推進。



バイオガスプラント(北海道土幌町)

促進事業計画の認定事例
(富山県氷見市)
出所：
氷見ふるさとエネルギー
株式会社、氷見市



〈②効果的・効率的な環境配慮〉

生物多様性・自然との共生が確保された再エネ導入に向け、風力に係る環境アセスの最適化や自然を生かした再エネ技術実証等を推進。

〈⑤計画的かつ適正な廃棄・リサイクルの実施〉

今後の廃棄のピークを見据え、適正な廃棄・リサイクル実施に向け、計画的に対応。

〈③公共施設への率先導入と需要創出〉

設置可能な政府施設の50%以上への太陽光の導入、自治体や独立行政法人等での導入促進、次世代型太陽光の需要創出等に取り組む。



新宿御苑ミュージアム



神奈川県厚木市

〈④民間・住宅における自家消費の更なる推進〉

民間・住宅における自家消費の更なる推進に向け、初期費用ゼロ型太陽光やソーラーカーポート、建材一体型太陽光等への支援に取り組む。



ソーラーカーポート



建材一体型太陽光
資料提供：大成建設株式会社・株式会社カネカ

2030年度目標に向けた今後の取組： 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

パリ協定に基づく我が国の目標（NDC）の確実な達成に向けて国内外で地球温暖化対策を加速するため、以下の措置を講ずる。

- ① 二国間クレジット制度（JCM）の着実な実施を確保するための実施体制強化
- ② 地域共生型再エネの導入促進に向けた地域脱炭素化促進事業制度の拡充 等

改正法の施行期日：令和7年4月1日 ※一部の規定は公布日等施行

背景

- ・二国間クレジット制度（JCM）は、優れた脱炭素技術によるパートナー国での排出削減に加え、脱炭素市場の創出を通じた我が国企業の海外展開やNDC達成にも貢献。
- ・増加するパートナー国・プロジェクトに関する調整や、排出削減・吸収量の目標達成※に向けて、JCMの実施体制の強化が急務。
- ・また、地域共生型再エネの導入促進のため、再エネ促進区域の設定等の加速化に向けた制度の拡充が必要。

※ パートナー国は2022年8月以降12か国増加し計29か国。また、2030年度までに累積1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量を確保するとの目標に対し、既存プロジェクトによる累積削減量は約2,300万t-CO₂。（2024年2月時点）

JCMプロジェクトの例



バイナリー方式地熱発電（フィリピン）



廃棄物発電（ベトナム）

地域共生型再エネの例



水上太陽光発電（埼玉県所沢市）

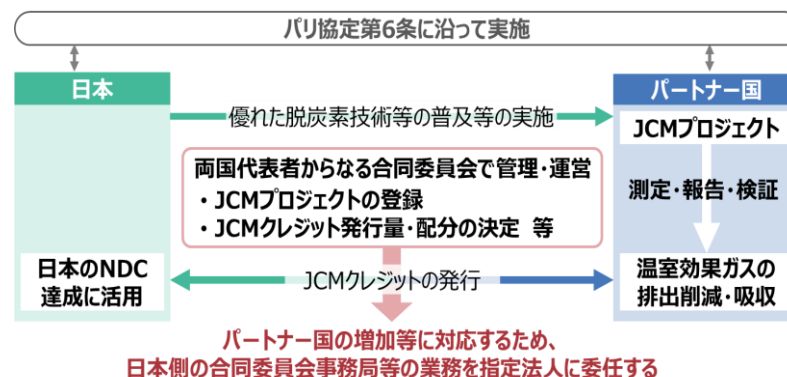


バイオガスプラント（北海道士幌町）

主な改正内容

① 二国間クレジット制度（JCM）の実施体制強化等

- ・パートナー国との調整等を踏まえたJCMクレジットの発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手續等を規定する。
- ・現状、業務の内容に応じ、政府及び複数の事業者が分担し実施しているJCM運営業務を統合するとともに、主務大臣に代わり、JCMクレジットの発行、管理等を行うことができる指定法人制度を創設する。



② 地域脱炭素化促進事業制度の拡充

- ・現状、市町村のみが定める再エネ促進区域※等について、都道府県及び市町村が共同して定めることができることとし、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うこととする。

- ・許認可手續のワンストップ化特例について、対象となる手續を新たに追加する。

※再エネ促進区域：地方公共団体実行計画において定められる、地域共生型の再エネ導入等を促進する区域

上記に加えて、日常生活における排出削減を促進するため、以下に関する規定を整備

- ・原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進
- ・排出削減に資するライフスタイル転換の促進 等

2030年度目標に向けた今後の取組： 洋上風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する検討について



- 中央環境審議会 総合政策部会「風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会」において、**再エネ海域利用法に基づき実施される洋上風力発電事業を対象とし、適正な環境配慮を確保するための新たな環境影響評価制度の在り方に関する答申をとりまとめた。**とりまとめられた答申の概要は以下のとおり。

洋上風力発電事業における環境配慮に関する課題と洋上風力発電事業の適正な環境配慮の確保（領海及び内水）

- 洋上風力発電事業の拡大に伴い環境影響に関する指摘が増える可能性がある中で、国が促進区域を指定する際に、現行の環境配慮の仕組み（環境省への協議）に加えて、より適正な環境配慮を行うことが必要。
 - 複数の事業者によって、選定前に計画段階環境配慮書及び環境影響評価方法書に係る手続が開始されており、**地域における大きな混乱・負担及び行政コストの増大につながっている。**
- 促進区域（事業実施区域）が指定される前の段階において、**環境省が詳細な環境情報を取得するための現地調査を実施し**、当該調査の結果を踏まえ、風車の立地制約が必要となる範囲や発電事業の実施における**留意点等を環境省が示した上で**、これらに基づき、経済産業省及び国土交通省による促進**区域の指定**がなされることが必要。
- 促進区域の指定後、公募で選定された事業者は、環境省が実施した現地調査の結果等を考慮し、具体的な事業計画について準備書及び評価書手続を実施（**配慮書及び方法書手続は適用除外**）。

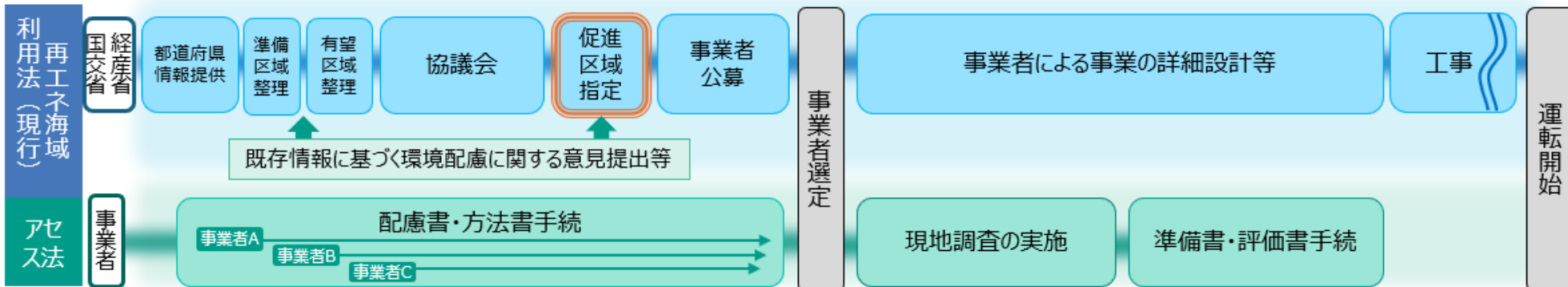
排他的経済水域（EEZ）における適正な環境配慮

- 現在、関係省庁において、排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電事業の実施を可能とするための制度案の検討が進められている。EEZにおける事業の実施に当たっては、**国が広域の候補海域を指定した上で**、同海域内で**事業者から**発電事業を実施する区域を自由に**申請させた上で**、国が審査・仮の許可を与え、一定の要件に合致する場合には、**洋上風力発電設備の設置を許可**することとしている。
- 適正な環境配慮を確保するためには、**原則として国が候補海域を指定する前の早期段階から環境省が環境調査を実施し**、当該調査の結果に基づき海域の指定がなされることが重要。
- 候補海域のうち事業者が設定した区域については、**事業者による環境影響評価手続を通じて、適正な環境配慮を確保**していくことが合理的である（**配慮書手続は適用除外**）。

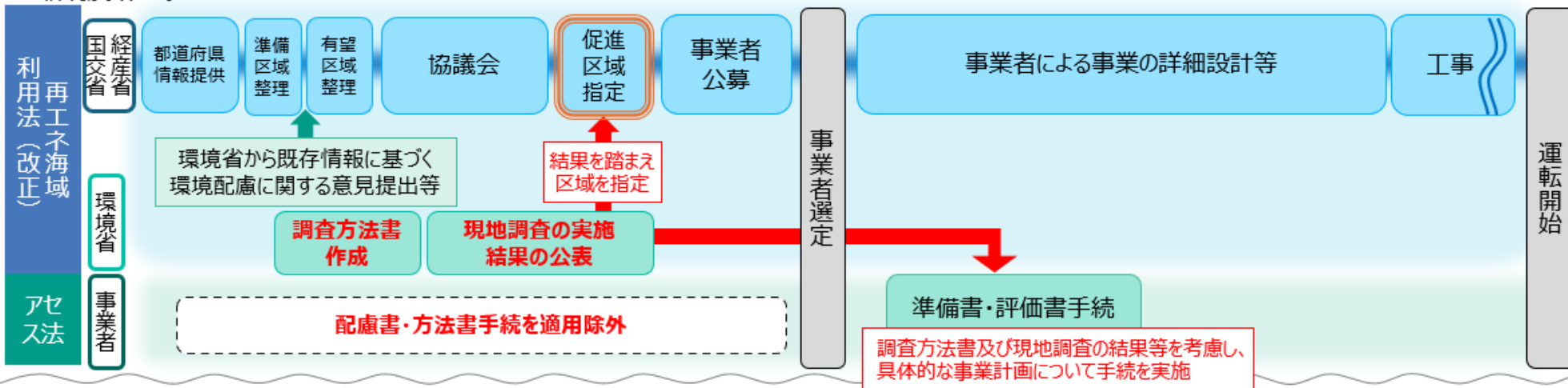
2030年度目標に向けた今後の取組： 洋上風力発電事業に係る環境配慮イメージ

領海及び内水（促進区域）の場合

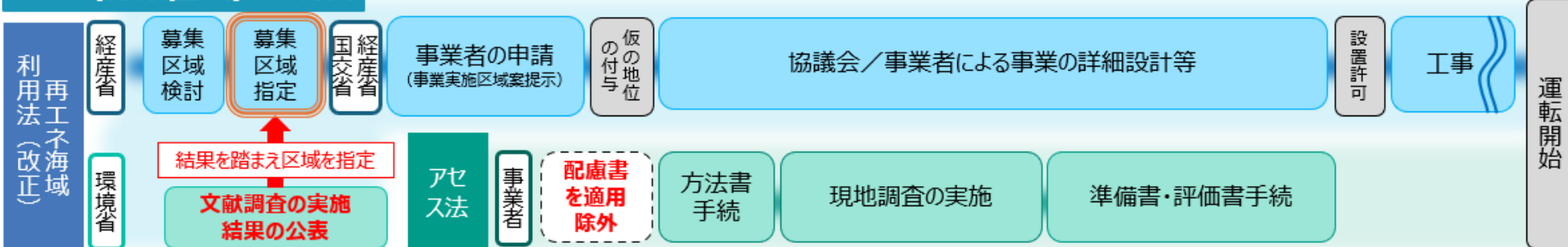
＜現行制度イメージ＞



＜新制度イメージ＞



EEZ（募集区域）の場合



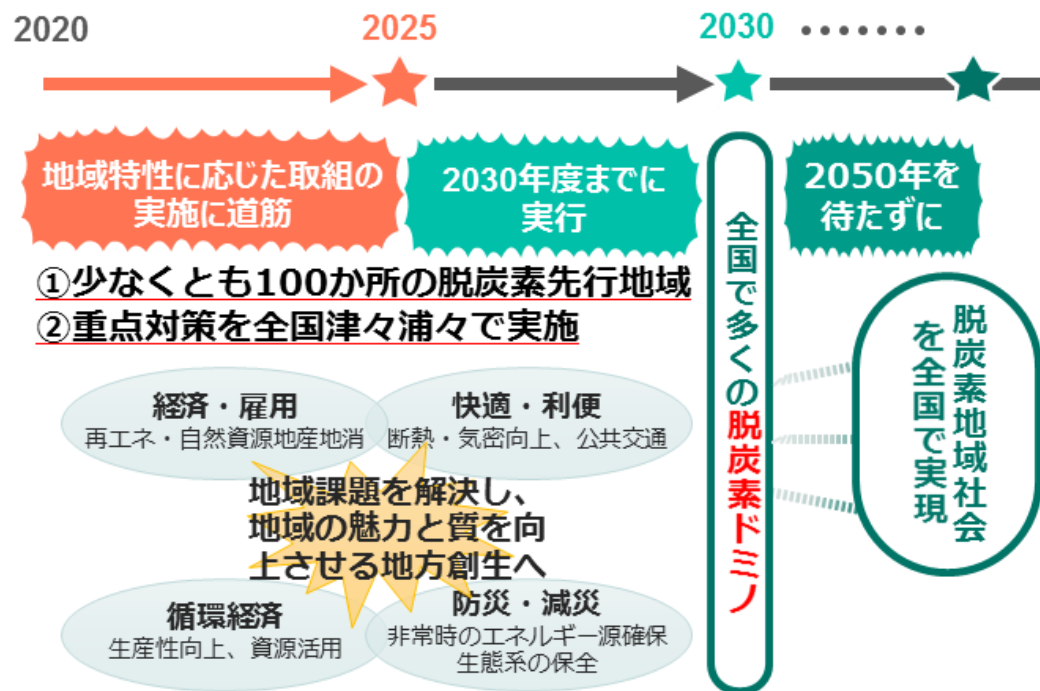
2. 地域脱炭素ロードマップ関連

2030年度目標に向けた今後の取組： 脱炭素先行地域づくり：脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）



- 2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定するため、年2回程度の募集・選定することとし、2022年度には4月に第1回脱炭素先行地域として26提案、11月に第2回脱炭素先行地域として20※提案を選定し、公表を行った。※後に1団体辞退
- 選定した脱炭素先行地域については、地方環境事務所を中心に伴走支援を行なった。
- 脱炭素先行地域をはじめ、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を交付し、2022年度予算に250億円を計上。

地域脱炭素ロードマップ 対策・施策の全体像



脱炭素先行地域

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、少なくとも100か所の脱炭素先行地域で、**2025年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農山漁村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現**しながら脱炭素に向かう取組の方向性を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} \leq \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$

脱炭素先行地域の範囲の類型

住生活エリア	住宅街・団地
ビジネス・商業エリア	中心市街地（大都市、地方都市） 大学キャンパスなど
自然エリア	農山村、漁村、離島、観光エリア・自然公園
施設群	公的施設群等

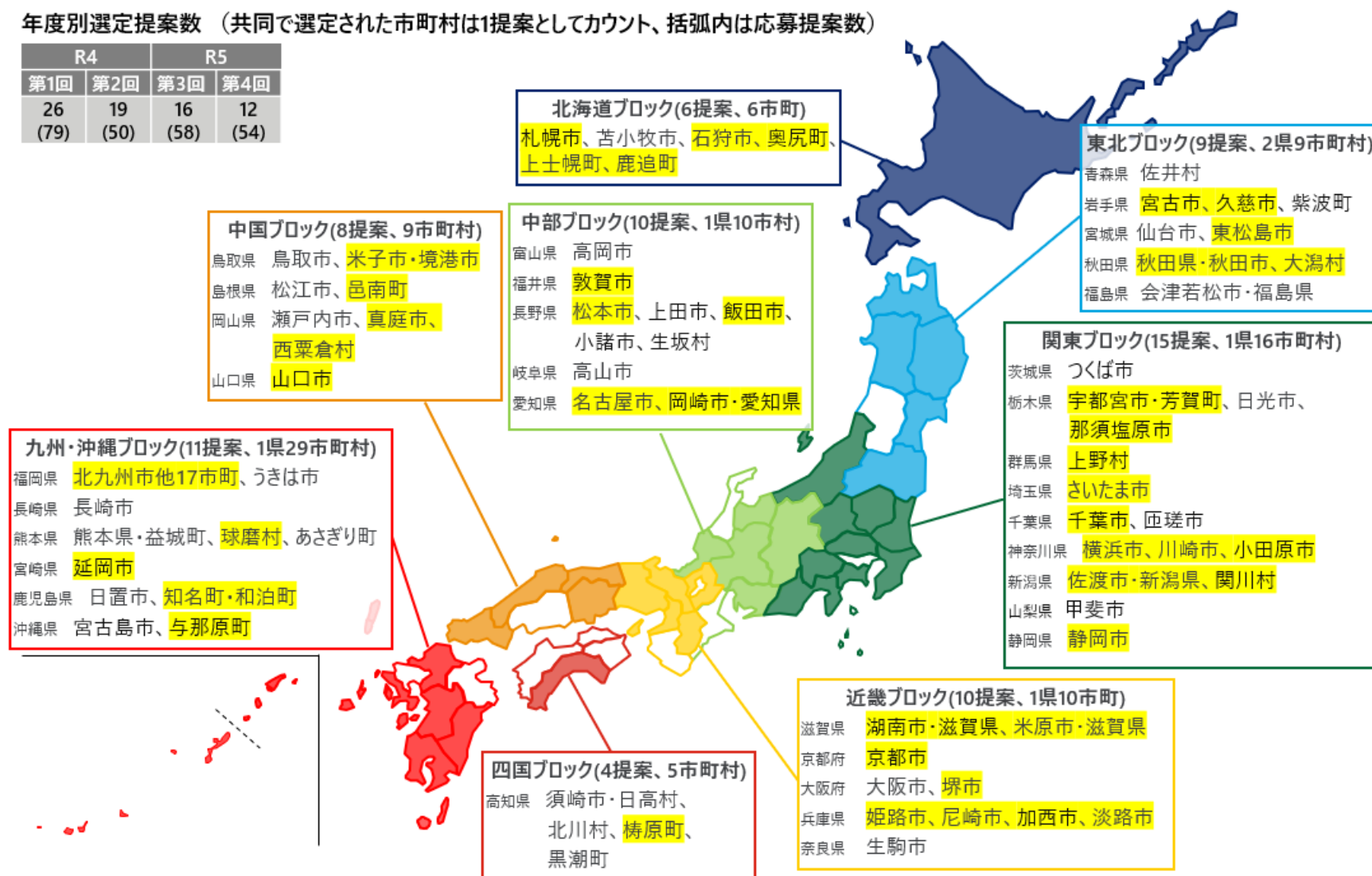
	第1回選定	第2回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日
結果公表	4月26日	11月1日
選定数	26（提案数79）	20※（提案数50）

対策・施策の進捗状況： 脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第4回）

- 第1回から第4回までで、全国36道府県95市町村の**73提案**が選定となった。
- 2022年度実績として、第2回までに、全国29道府県66市町村の**46提案**が選定された。（**黄色着色地域**）※後に1団体辞退

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5	
第1回	第2回	第3回	第4回
26 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)



対策・施策の進捗状況： 脱炭素先行地域の例

畜産ふん尿を地域のエネルギーに (北海道上士幌町)

- 畜産ふん尿の処理過程で発生するメタンガスを利用したバイオガス発電等の電力を地域新電力を通じて町全域の家庭・業務ビル等に供給し脱炭素化
- 地元金融機関の協力のもと、町民向けの太陽光発電設備導入支援事業と連動した独自の無利子の貸付制度を創設



バイオガスプラント

オフサイトPPA導入による再エネ導入 (宮城県東松島市)

- 利活用が課題となっている防災集団移転元地にオフサイトPPAを導入し、高台移転した住宅等へ再エネ電力を供給、地域新電力が蓄電池等を活用したエネマネを実施
- 震災により廃校となった小学校を改修した体験型教育施設を中心に自営線マイクログリッドを構築し、レジリエンス強化を図る



手前が高台移転した野蒜地区 奥が防災集団移転元地

世界で戦える脱炭素都市を目指して (神奈川県横浜市)

- エネルギー需要量の高いみなとみらい21地区の商業施設を、市営住宅等を活用した太陽光発電導入、東北13市町村等からの再エネ電気調達、大規模デマンドレスポンス（需要調整）により脱炭素化、世界の都市間の競争力を向上



みなとみらい21含む市内沿岸部

中山間地域での地域新電力による脱炭素化 (熊本県球磨村)

- 地域新電力と連携し、集合災害公営住宅等に自家消費型太陽光発電・蓄電池を導入し、令和2年7月豪雨からの復興とレジリエンス強化を実現
- 既存の地域新電力と連携し、太陽光・蓄電池の設置や需要のとりまとめを円滑に実施



田舎の体験交流館さんぐら

豪雪地の地元金融機関と連携した再エネ導入 (新潟県関川村)

- 木質バイオマス発電・ソーラーシェアリングを導入して村内の農林業活性化
- 地元金融機関もメンバーに加えた「関川村地球温暖化対策会議」の中でリスク分析、事業スキーム、事業採算性等を明確にし、当初予定を大幅に前倒して令和5年5月に地域エネルギー会社を設立



石狩湾新港地域でのバイオマス・風力等を活用した脱炭素化 (北海道石狩市)

- 洋上風力発電の余剰電力を活用した水素サプライチェーンの構築・CNP(カーボンニュートラルポート)の形成に向けた取組が進められている石狩湾新港に集積するデータセンター群を脱炭素化
- 森林組合、木材流通業者等で構成する協議会を立ち上げ、林地残材を活用するサプライチェーンを構築し、バイオマス発電により再エネを供給



石狩湾新港

2030年度目標に向けた今後の取組： 地域脱炭素推進交付金



地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



デコ活
くらしの中のエコがけ



【令和6年度予算額 42,520百万円 (35,000百万円)】環境省

【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

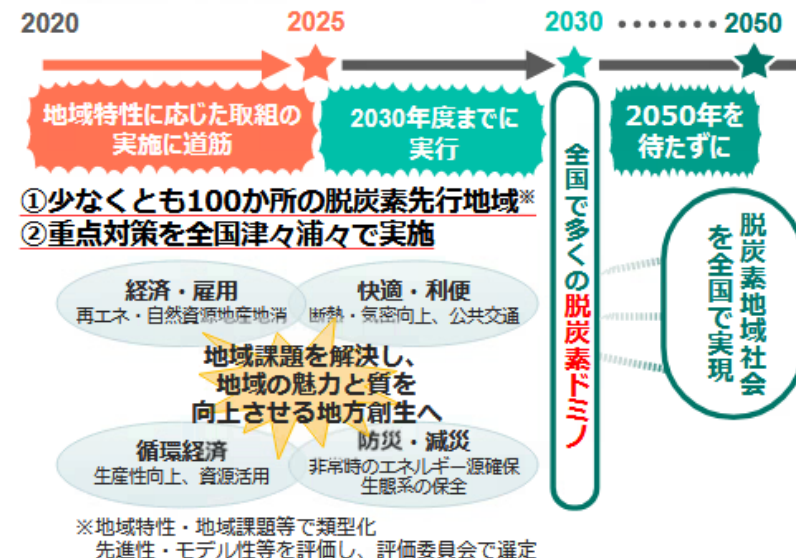
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

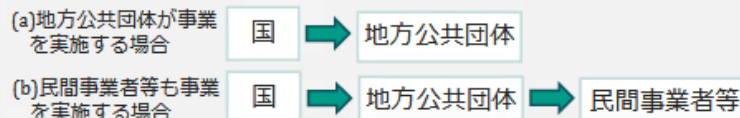
3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



<参考：(1) (2) 交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

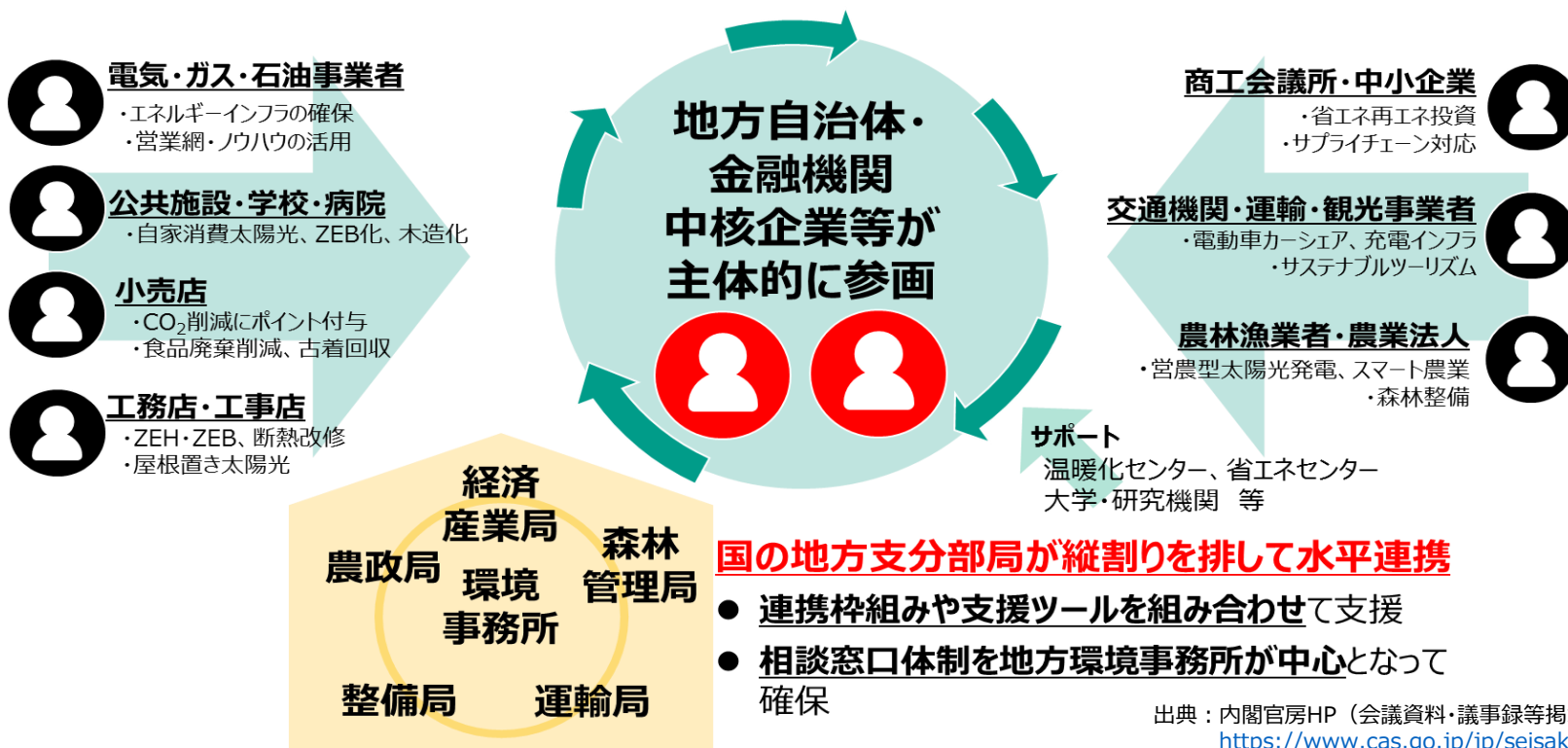
2030年度目標に向けた今後の取組： 地域脱炭素推進交付金の事業内容

地域脱炭素推進交付金 事業内容

事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		(2) 特定地域脱炭素移行 加速化交付金[GX]
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須) ①再エネ設備整備 (自家消費型・地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 ②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等 ③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等) 2) 効果促進事業 1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等	①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須) ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る ②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業) ③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業) ④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業) ⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る [①③については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。]	民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ～ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○交付金事業について、3 年度目に中間評価を実施 ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



対策・施策の進捗状況： 地域の実施体制構築と国の積極支援のメカニズム構築



出典：内閣官房HP（会議資料・議事録等掲載）：国・地方脱炭素実現会議
<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/datsutanso/>

人材

・地域での再エネ導入計画を立案するための実践的なセミナーや、先進地域の視察等を行う支援を32地域において提供するとともに、地域新電力に関するオンラインセミナーを開催し、約1300名が受講。

・地方創生人材支援制度

グリーン分野を新設し、再生可能エネルギーの導入などの脱炭素の取組を通じて地域課題の解決を図ることができる専門人材の市町村への派遣を強化。

情報・技術

・再生可能エネルギーの導入ポテンシャル情報を提供するシステム（REPOS）の機能拡充を行い、再エネ導入に係る基盤情報を提供するとともに、REPOS利用者増加に向け、地方自治体への説明会等を実施。

・地方公共団体やステークホルダーが脱炭素先行地域の実現に向けた検討を行うため、地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組みを更新。

資金

・地域脱炭素推進交付金

脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして2022年度予算に250億円を計上。

・脱炭素に資する多様な事業への投融資（リスクマネー供給）を行う官民ファンド「株式会社脱炭素化支援機構」の設立。

(参考) 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション①



導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。

地球温暖化対策推進法を活用した地域共生・裨益型 再生可能エネルギー 促進

- 地球温暖化対策推進法の一部改正（令和3年6月公布）を行い、市町村が地域の自然的社会的条件に応じて、環境に適正に配慮し、地域の円滑な合意形成を図りつつ、地域に貢献する再エネを促進する区域等を地方公共団体実行計画に定め、適合する事業計画を認定する仕組みが令和4年4月から施行。
- 地球温暖化対策推進法の一部改正等を踏まえた地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルの改定（地域脱炭素化促進事業に係る内容の拡充）
- 「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業（2022年度）」による地方公共団体の地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定支援等
- 再エネポテンシャル等の把握に役立つ各種ツール（REPOS等）の提供

風力発電の特性に合った環境アセスメントの最適化等による風力発電促進

- 陸上風力発電の環境アセスメントに係る現行制度の課題を整理した上で、新制度の大きな枠組みを取りまとめた。
- 洋上風力発電の環境アセスメントに係る新たな制度の方向性を取りまとめた。

(参考) 社会全体を脱炭素に向けるルールイノベーション②



導入に時間を要し、多様な主体が関わる再生可能エネルギー開発や住宅・建築物・インフラの更新の推進に当たって、支援措置に加え、制度改革等により、実効性を確保する。

地熱発電の科学的調査実施を通じた地域共生による開発加速化

- 「地熱開発加速化プラン」において、10年以上の地熱開発までのリードタイムを最短 8 年まで2年程度短くするとともに、2030年までに全国の地熱発電施設数（自然公園区域外を含む）を現在の約60施設からの倍増を目指す
 - 自然公園法及び温泉法の運用見直し：2021年に、国立・国定公園内の地熱開発の取扱い通知及び温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）改正
 - 温泉事業者等の地域の不安や自然環境への支障を解消し、円滑な地域調整による案件開発を加速化するために、2021年度から地域共生型資源探査手法の検討、地産地消型・地元裨益型の地熱のあり方を検討するとともに、IoTを活用した連続温泉モニタリングによる科学的データの収集・調査を試行的に実施し、2022年度から全国を対象に本格的に実証事業を実施

住宅・建築物分野の対策強化に向けた制度的対応

- 2022年6月に建築物省エネ法を改正。全ての新築住宅・建築物に対する省エネ基準適合の義務付けなどの措置により、省エネ性能を底上げ（2025年度までに全面施行）。
- 木材利用促進のため、防火規制や構造規制の見直し等、建築基準を合理化。

3. 脱炭素型ライフスタイルへの転換

対策・施策の進捗状況： 脱炭素型ライフスタイルへの転換：COOL CHOICE



脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え / サービスの利用 / ライフスタイルの選択 など
あらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進

2022年度の実組例

みんなでうち快適化チャレンジキャンペーン

断熱リフォーム・ZEH化、
省エネ家電買換えを推進



クールビズ&ウォームビズ

夏季・冬季の冷暖房の
適正使用を呼び掛け

COOLBIZ

WARMBIZ

スマートムーブ

公共交通機関、自転車や
徒歩など、エコな移動方法を推奨



エコドライブ

環境負荷の少ない運転を推奨

ECO DRIVE

ゼロカーボンアクション30

脱炭素型のライフスタイルに向け、国民が日常生活において取り組む
ことができる具体的な行動の30の選択肢とそのメリットを紹介



再エネスタート

再エネ電力への切替や屋根置き太陽光発電設置など、再エネの利用拡大に
向け、再エネのメリットの説明や導入方法のガイダンス、自治体、団体、企業の
取組事例等を、ポータルサイト等を通じて展開



2030年度目標に向けた今後の取組： 脱炭素型ライフスタイルへの転換：デコ活



2023年度以降の取組

- 「デコ活」(※)：脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のムーブメントを起こすための国民運動。

(※) 二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

- 今から10年後、生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康になり、**2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成**する、新しい暮らしを提案。デコ活応援団（官民連携協議会）を通じて、国民・消費者の新しい豊かな暮らし創りを強力に後押し。
- 令和6年2月、「**くらしの10年ロードマップ**」を策定。今後、フォローアップを毎年実施し、必要に応じて取組・対策を強化。

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後」の絵姿



デコ活応援団（官民連携協議会）

- 協議会会員数：1,220（企業630、自治体304、団体等286）
- 取組、製品・サービス発信：400件
（デジタル39、製品・サービス199、インセンティブ127、地域35）
- 官民連携プロジェクト数：77件

ロゴ・メッセージ



アクション

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ つながるオフィス テレワーク

デコ活宣言

2,012（組織：1,021、個人：991）

宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！（数値はいずれも令和6年4月2日時点）

2030年度目標に向けた今後の取組： くらしの10年ロードマップ°（概要）



- 初めて**国民・消費者目線**で、**脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋**（課題と仕掛け）を**全領域**（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし、**官民連携**により行動変容・ライフスタイル転換を促進

国民にとっての**ボトルネック**

意欲

導入メリット・意義が不明
昔のイメージのまま敬遠
手間・難しさの忌避感
問題への理解・関心不足

実践

初期費用・大規模支出
導入に時間がかかる
機会・情報が限定・不十分
慣習・制度が実践を妨げ

課題解消に向けた**仕掛け**（主な対策）

2024~2026

2027~2029

2030~

メリット・意義、最新情報を導入機会と同時に伝達（商業・公共施設等を体験・体感の場に）

新築/既存住宅リフォーム+太陽光発電設備・高効率給湯器等のパッケージ化

住

商品・ブランド別のエシカル度の見える化

衣

サステナブルツアー（出張・旅行 等）、カーボンオフセット付き旅行保険等

移

科学的情報等を行動とセットで提供（DXを活用したワクワク感、楽しさなどの動機付け）

基盤

サブスクリプション型サービスやPPA・リース、環境配慮型ローン等の提供拡大

公的支援情報を分かりやすく提供し、複数補助制度の一括申請の受付を拡大

住

通常リフォームに合わせた+aの断熱、家電販売時の省エネ・再エネのパッケージ提案

住

リペア、アップサイクル・染め直し等、衣類の交換会、回収リサイクルの場の拡大

衣

フードシェアリング、フードドライブ・フードバンク活動、エシカル商品サービス等の拡大

買・食

テレワークとマッチするよう必要に応じてルール見直し、必要なサービス・インフラ・情報提供

職

データ活用した行動見える化、デマンドレスポンス、住民・従業員へのインセンティブ拡大

基盤

費用対効果に優れた気付き・ナッジの提供

基盤

行動制約

行動変容・ライフスタイル転換

2030年度目標に向けた今後の取組： グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション①

二酸化炭素削減ポイントやナッジの普及拡大

- 2030年度に向けて、過年度で一定の効果が実証されたナッジ手法の社会実装を拡大させるとともに、引き続きナッジ等を活用した実証を行って国民一人ひとりの行動変容を促し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を推進していく。2022年度は、ナッジ等の効果の異質性（地域差・個人差）や持続性（複数年に及ぶ行動の維持・習慣化）を明らかにするための予備実証を実施した。
- 2022年度において、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し新たにポイントを発行しようとする企業や地域等に対し、企画・開発・調整等の費用を補助する食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業を実施した。48の実施事業者によりポイントの発行が開始されており、拡大している。
- 2023年度以降は、その予備実証の結果を踏まえて小規模での予備実証や、規模を拡大しての大規模実証を順次実施する。また、見える化と消費者選好との関係を把握し営業上の影響・効果を明らかにする実証実験を実施する。

グリーンライフのイメージ



デジタルも駆使して、多様で快適な **働き方、暮らし方** を後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーションなど）



1

脱炭素につながる新たな暮らしを支える**製品・サービス**を提供・提案



2



インセンティブ や効果的な情報発信（気づき、ナッジ）を通じた行動変容の後押し（消費者からの発信も含め）

3



地域 独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案、支援

4

2030年度目標に向けた今後の取組： グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション②

【製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化】

カーボンフットプリント（CFP）は、製品・サービスのライフサイクル（原材料調達、生産、流通・販売、使用・維持管理、廃棄・リサイクル）におけるGHG排出量をCO2量に換算し、表示するもの。

カーボンフットプリントガイドライン

- カーボンフットプリントの普及に向けて、算定の方針を示す「カーボンフットプリントガイドライン」を経済産業省と連名で令和4年3月に公表。
- さらに、モデル事業を踏まえ、実務上の観点を解説のため、CFP実践ガイドを令和5年5月に公表。



第1部 本ガイドラインに関する基本的考え方、CFPの意義・目的

- (1) 本ガイドラインの位置づけ
- (2) 想定する読み手
- (3) 用語集
- (4) CFPに取り組む意義・目的
- (5) CFPの提供を受けて活用する者が注意しなければならないこと

第2部 CFPに関する取組指針

- Step0 CFP算定の原則
- Step1 算定方針の検討
- Step2 算定範囲の設定
- Step3 CFPの算定
- Step4 検証・報告

（別冊）CFP実践ガイド（後日公開）

- 第1章 CFP実践ガイドの目的と位置づけ
- 第2章 CFP実践ガイド
 - 第1節 算定
 - 第2節 表示・開示
 - 第3節 削減対策の実施に向けて
- 第3章 おわりに

CFPに係るモデル事業

- 令和4年度より、国民が脱炭素に貢献する製品・サービスを選択できる社会の実現に向けて、CFPの算定・表示を通じ、排出削減の取組とビジネス成長を両立させる先進的なロールモデルとなる企業の創出を目指すモデル事業を開始。
- R5年度は中小企業2件を含む5件を選定。製品だけではなく、サービス（イベント）のCFP算定にも取り組んだ。

甲子化学工業株式会社

チヨダ物産株式会社

株式会社ハースト婦人画報社

マルハニチロ株式会社

ミニストップ株式会社

令和5年度
対象製品
・サービス



HOTAMET
（防災ヘルメット）



HYDRO-TECH
ビジネスシューズ



イベント
「ELLE ACTIVE! FESTIVAL 2023」



市販冷凍食品
（白身魚フライ）



ソフトクリーム
（食べるスプーン付）

4. 代替フロン等4ガス (HFC、PFC、SF6、NF3)

対策・施策の進捗状況： 4ガス全体の排出量

- 代替フロン等4ガスの排出量はこれまで年々増加傾向にあったが、2022年は約5,170万t（CO₂換算。以下同じ。）で、2021年比約1.4%減となった。
- とりわけ代替フロン（HFCs）の排出量の減少による寄与が大きいことから、オゾン層保護法・フロン法に基づく施策による効果と考えられる。

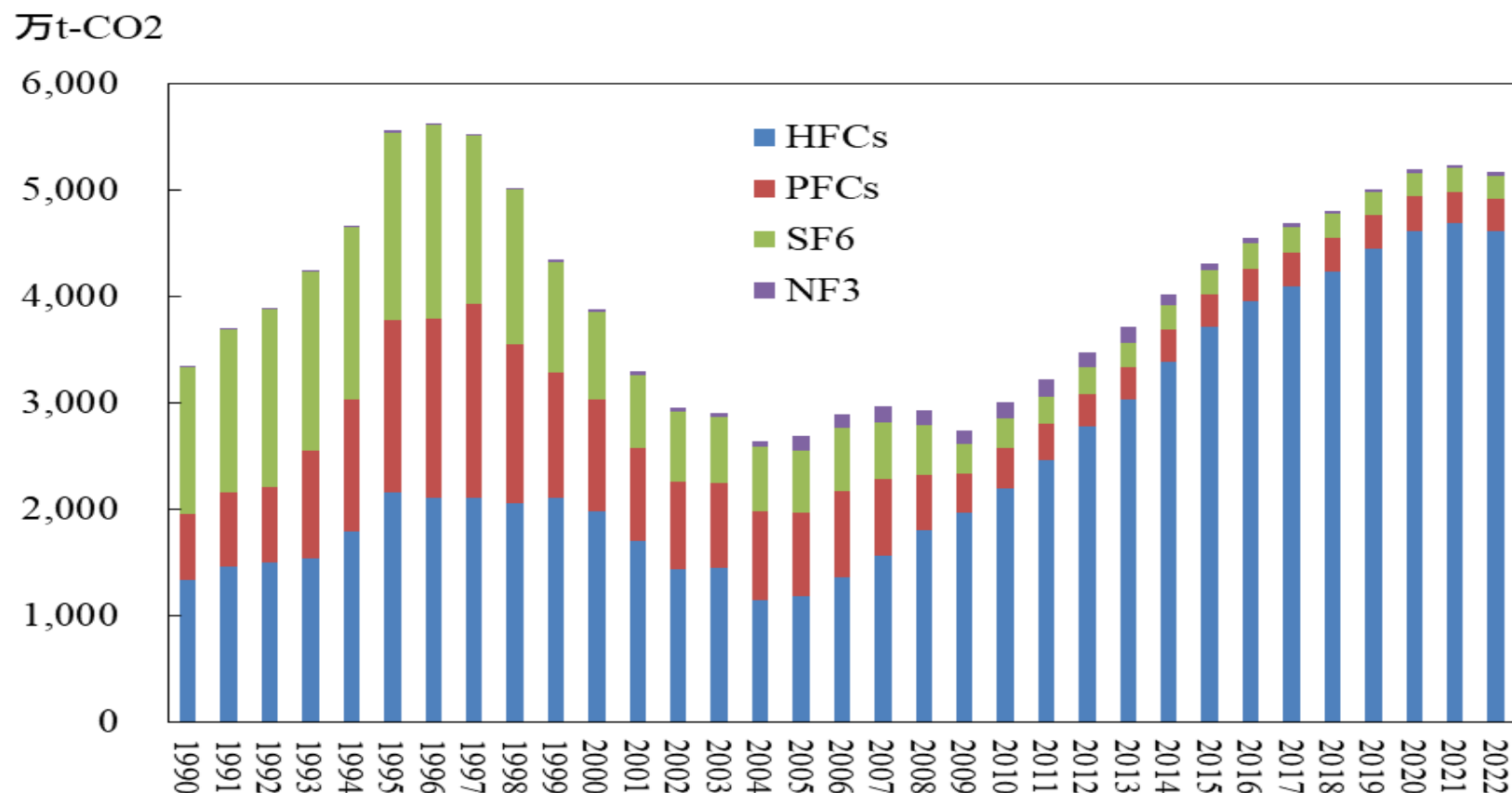


図1. 代替フロン等4ガスの排出量の推移

対策・施策の進捗状況： HFCs排出量の内訳

- 4 ガス排出量の大部分を占めるHFCsについて、機器種別の内訳は、業務用冷蔵冷凍機器が約41%で最大、次いで業務用エアコンが約32%、家庭用エアコンが約23%。
- フロン法のカバーする業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンについて、機器のライフサイクル各段階ごとの内訳は、製造時が約1%、使用時が約55%、廃棄時が約44%。

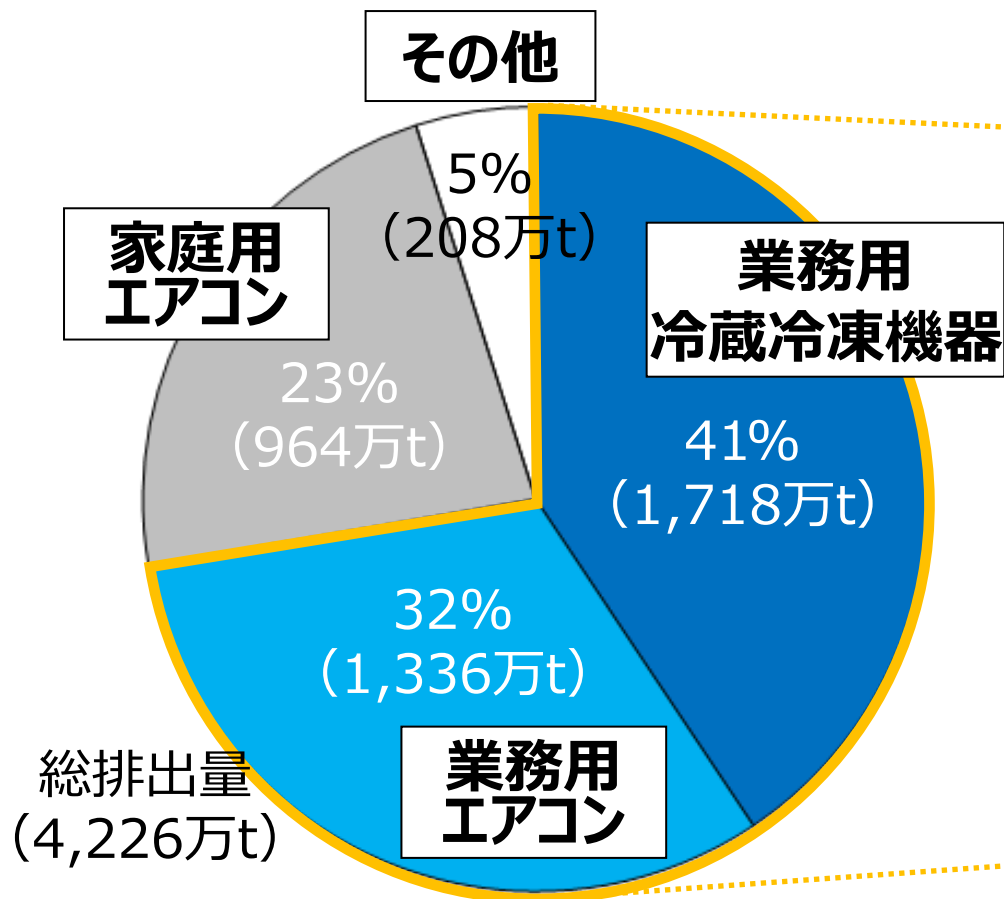


図2. HFCs排出量の機器種別の内訳 (2022年)

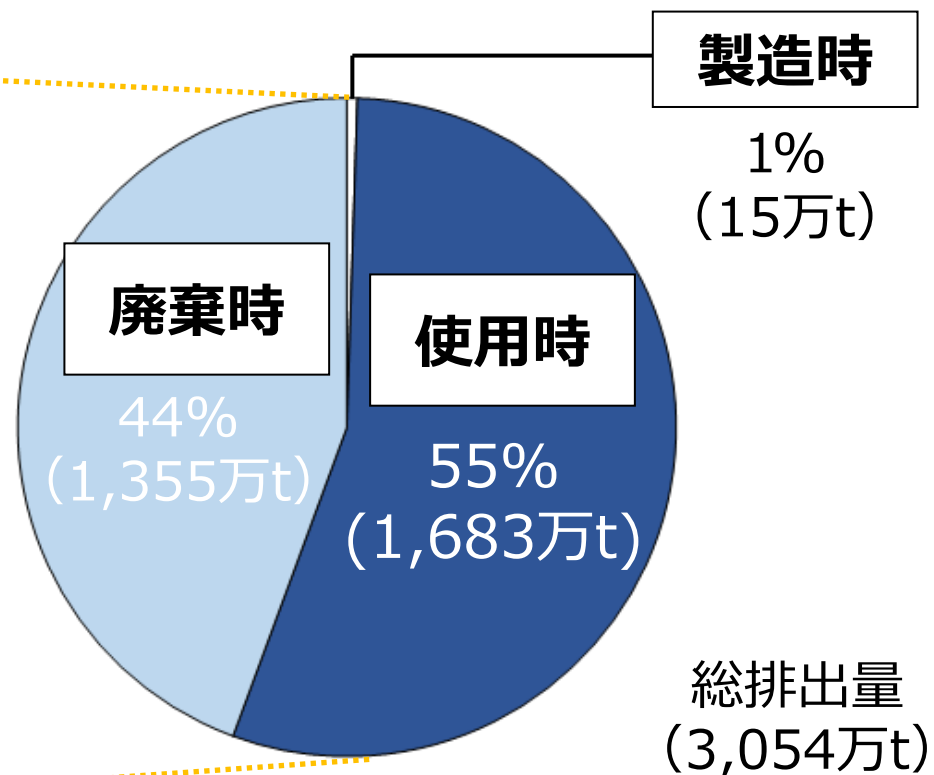


図3. 業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンからのHFCs排出量 (2022年、機器ライフサイクル段階別)

対策・施策の進捗状況： 2022年度に実施した主な対策・施策

【機器使用時の排出への対策】

- 「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（告示）を改正。漏洩や故障などを検知する常時監視システムを用いている場合には、3か月に1回以上の目視による簡易点検に代えることが可能となった（令和4年8月）。

【機器廃棄時の排出への対策】

- 都道府県による建物解体現場への立入検査を約5,400件実施（任意の実地調査を含む）。実施件数は年々増加傾向。
- 警視庁が全国で初めてフロン法違反（第一種特定製品の引取り等制限違反、フロン類のみだり放出）により、金属買取業者を逮捕等したことを公表（令和4年11月）。

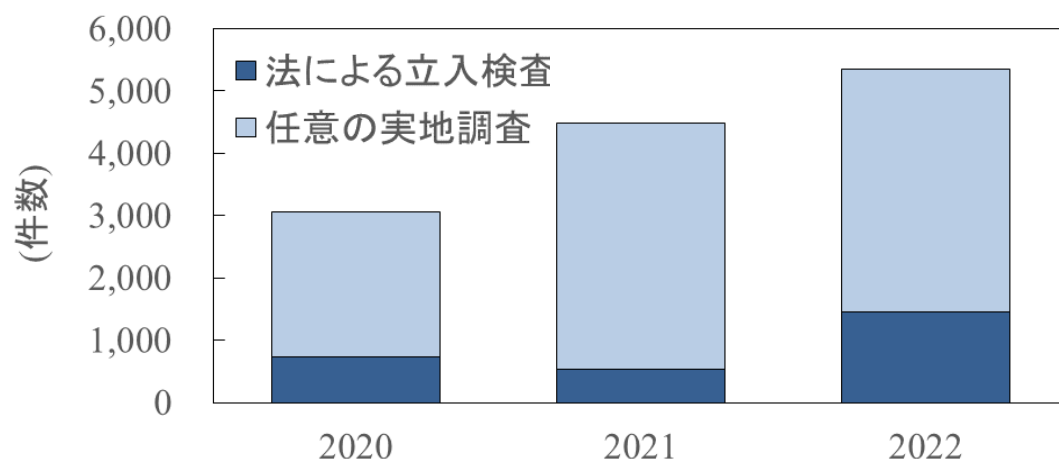


図4. 都道府県による建物解体現場への
立入検査件数の推移



写真. 金属スクラップヤードにおいて
みだり放出されるフロン類（提供：警視庁）

2030年度目標に向けた今後の取組： HFCs排出量削減のための今後の施策の方向性

① HFC消費量の削減

- 国際約束のモントリオール議定書キガリ改正の確実な履行
- グリーン冷媒・機器開発事業（R6予算：5億円）
自然冷媒機器の導入支援（R6予算：70億円）
 - ・ 政府における率先実行
- 指定製品制度による機器のノンフロン・低GWP化の推進

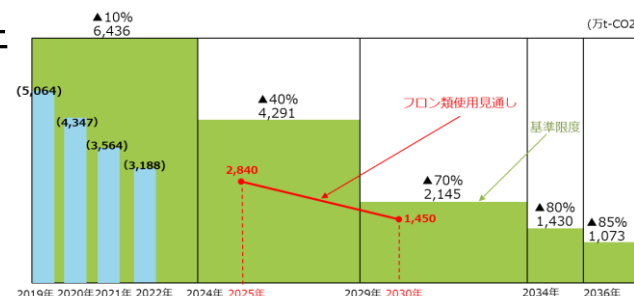


図. キガリ改正に基づく消費量限度との対比
第19回 産業構造審議会 製造産業分科会
化学物質政策小委員会 フロン類等対策
ワーキンググループ資料1-1の一部抜粋

② 機器使用時の排出量の削減

- 常時監視システムの普及拡大（次ページ参照）
- フロン漏洩量算定・報告・公表制度によって蓄積されたデータの分析・対策の検討

③ 機器廃棄時の排出量の削減

- 遵法意識の低い廃棄物・リサイクル業者への対策の強化
- 1台当たり回収率向上のための作業環境の確保
- 違法回収業者やヤード業者の実態把握を踏まえた効果的な対策の検討・実施、ホテルや賃貸住宅を含めた排出事業者への普及啓発による家庭用エアコンの回収率向上
※各施策検討の前提となる排出量の推計方法についても、順次見直しを実施。

上記の削減対策を実施し、2030年度目標値（14.5百万t-CO₂）達成を目指す

2030年度目標に向けた今後の取組： (参考) フロン漏洩防止による電力消費削減提案チラシ

冷凍冷蔵設備を所有する事業者様へ

設備の異常を早期に検知することで

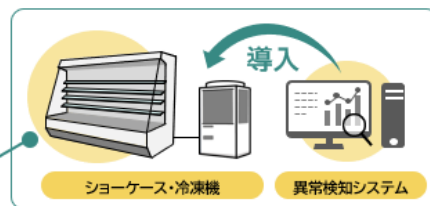
フロン漏えいによる **電力コスト** を削減しませんか？

ご存じですか？

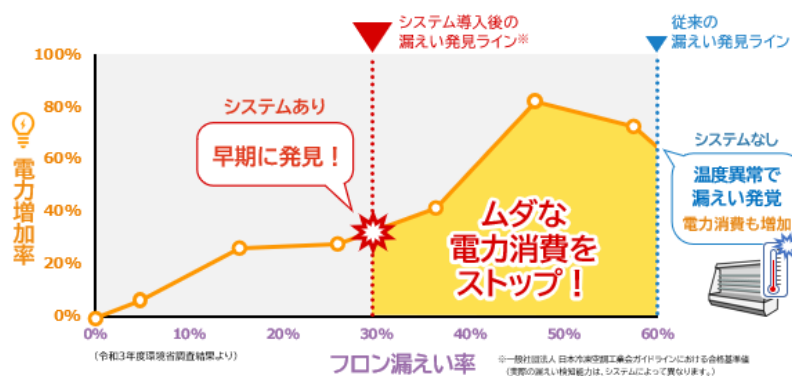
冷凍冷蔵設備からのフロン漏えいにより
気づかぬうちにムダな電力を消費しています。

その対策として…

「異常検知システム」の導入が有効です。



異常検知システムの導入によるフロン漏えいの早期発見で
電力コストの削減が可能になります



Q. フロンはどこから漏えいする？

A. フロンは、冷凍冷蔵設備の経年劣化に伴い
配管などから漏れ出します。

業務用冷凍空調機器における全フロン漏えい量のうち
約7割は、機器の使用時に発生しているとされています。



フロン漏えい抑制のメリット

経済面の
メリット



- 1 ムダな電力消費を抑えることでコストを削減
- 2 ショーケースの温度異常を回避し、営業リスクを低減

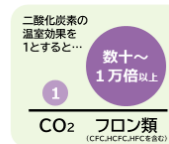
改正フロン排出抑制法の基準に適合するシステムの場合、
「簡易点検」をシステム導入によって代替し、業務負担を軽減することが可能です。
※フロン排出抑制法においては、第一種特定製品(業務用冷凍空調機器)の管理者に3か月に1回の「簡易点検」が義務付けられています。
(詳細は、環境省「フロン排出抑制法ポータルサイト」をご覧ください。)

環境面の
メリット

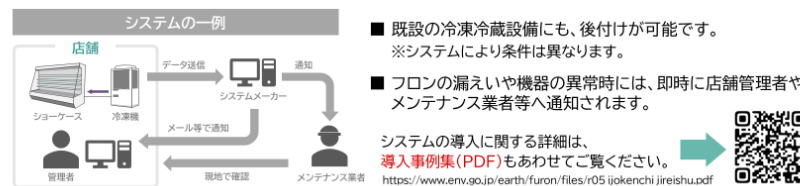


- 3 地球温暖化防止への貢献

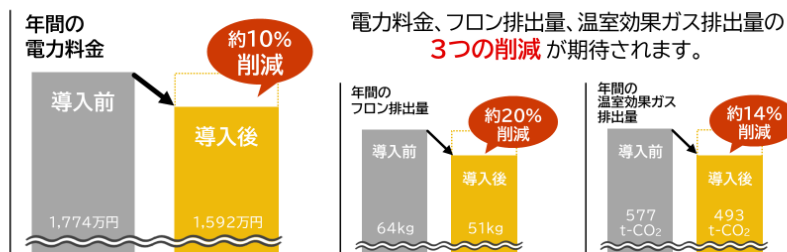
フロンは強力な「温室効果ガス」です。
フロンの排出抑制を行うことは地球
温暖化の防止につながり、ESG経営
やSDGsの目標達成に寄与します。



遠隔監視による異常検知システムの仕組み



環境省調査による削減効果試算例



フロン漏えいが発生している中規模スーパーマーケットにおいてシステムを導入した場合(年間冷媒漏えい率16%を想定)

<設定条件> 売り場面積:1,500㎡、冷凍機(制氷型)ショーケース付:100kW(20kW×5台)、合計冷媒充填量:400kg、年間消費電力量(冷凍機):71.9万kWh/年、使用冷媒(R-404A、年間冷媒漏えい率:16%、検知レベル:30%減量(検知器あり)、60%減量(検知器なし)、電力排出係数:0.453kg-CO₂/kWh(代替値 令和2年度実績)、電力料金:24.67円/kWh)

※ここでの削減効果は推計値であり、特定のシステムの削減効果を示すものではありません。また、実際の削減効果は個々の導入ケースや設備の使用環境により異なります。

5. 二国間クレジット制度 (JCM)

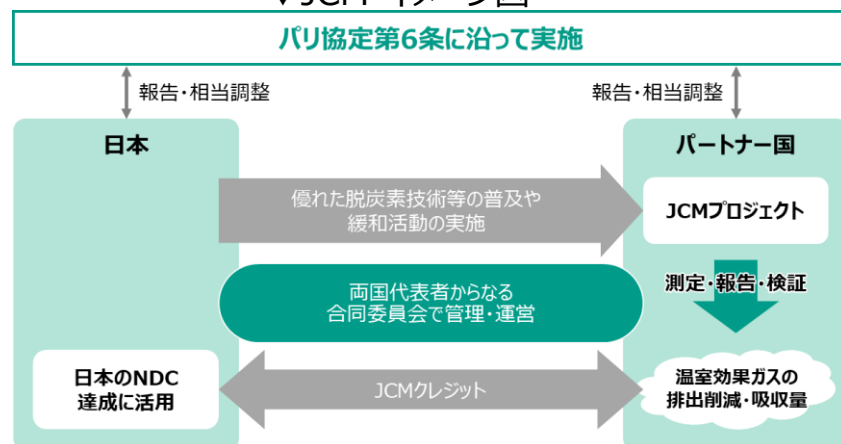
対策・施策の進捗状況： 二国間クレジット制度（JCM）

1. 概要

- 途上国等への優れた脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用する。
- 2013年にモンゴルとの間で初めて署名したことを皮切りに、これまでに**29か国**※とJCMを構築し、250件以上のプロジェクトを実施中。実施中のプロジェクトにおける2030年度までに想定される累積削減・吸収量（見込み）は**約2,800万t-CO₂**。（2024年3月末時点）

※パートナー国は次頁を参照

▼JCM・イメージ図



▼JCMプロジェクトの事例



2. 今後の目標

- COP26においてパリ協定6条（市場メカニズム）のルールが合意されたことを踏まえ、JCMをより一層、積極的に活用していく。
- このため、**2025年をめどとして、JCMのパートナー国を世界全体で30か国程度へ拡大することを目指し**、関係国との協議を加速する。（新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022年6月閣議決定））
- ➡ 我が国のNDCの達成に活用するため、官民連携で**2030年までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量**を目指す。（地球温暖化対策計画（2021年10月閣議決定））

対策・施策の進捗状況： JCMパートナー国（29か国）



【モンゴル】
2013年1月8日（ウランバートル）



【バングラデシュ】
2013年3月19日（ダッカ）



【エチオピア】
2013年5月27日（アジスアベバ）



【ケニア】
2013年6月12日（ナイロビ）



【モルディブ】
2013年6月29日（沖縄）



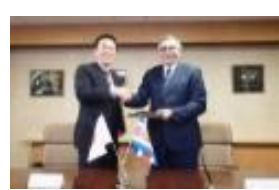
【ベトナム】
2013年7月2日（ハノイ）
※写真は2021年10月
JCM実施期間の延長署名式



【ラオス】
2013年8月7日（ビエンチャン）



【インドネシア】
2013年8月26日（ジャカルタ）



【コスタリカ】
2013年12月9日（東京）



【パラオ】
2014年1月13日（ゲルルムド）



【カンボジア】
2014年4月11日（プノンペン）



【メキシコ】
2014年7月25日（メキシコシティ）



【サウジアラビア】
2015年5月13日



【チリ】
2015年5月26日（サンティアゴ）



【ミャンマー】
2015年9月16日（ネピドー）



【タイ】
2015年11月19日（東京）



【フィリピン】
2017年1月12日（マニラ）



【セネガル】
2022年8月25日（ダカール）



【ジョージア】
2022年8月26日（チュニス）



【アゼルバイジャン】
2022年9月5日（バクー）



【モルドバ】
2022年9月6日（キシナウ）



【ジョージア】
2022年9月13日（トビリシ）



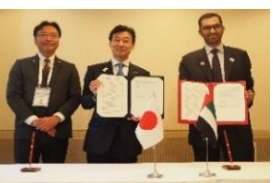
【スリランカ】
2022年10月10日（コロンボ）



【ウズベキスタン】
2022年10月25日（タシケント）



【バパニューギニア】
2022年11月18日（シャルム・エル・シェイク）



【アラブ首長国連邦】
2023年4月16日（札幌）



【キルギス】
2023年7月6日（ビシュケク）



【カザフスタン】
2023年10月30日（アスタナ）



【ウクライナ】
2024年2月19日（東京）

■ JCMパートナー国の拡大及び民間資金を中心とするJCMプロジェクトの組成促進

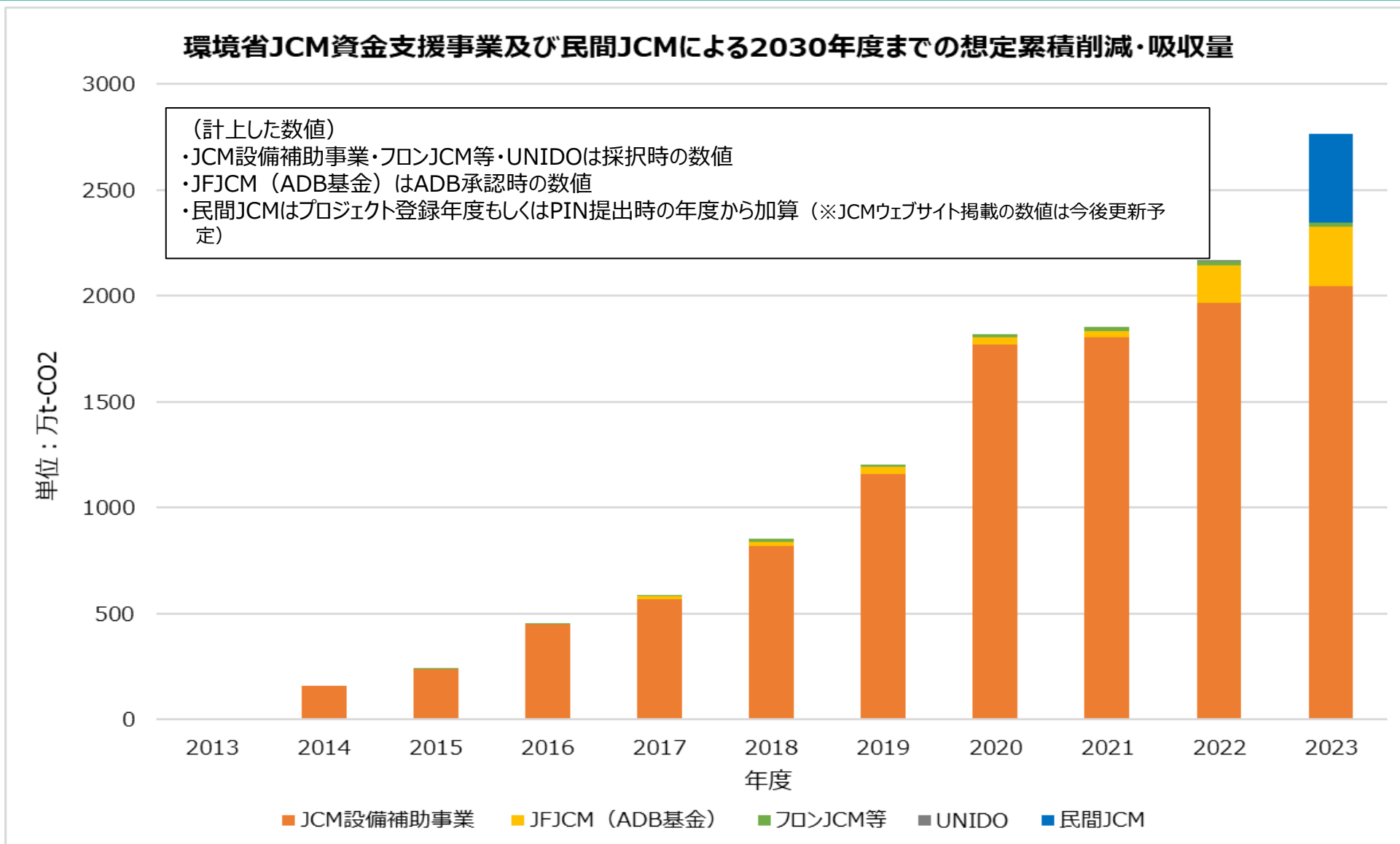
- 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ（2022年6月7日閣議決定）を踏まえ、JCM拡大のため、2025年を目途にパートナー国を30か国程度とすることを目指し関係国との協議を加速しており、2022年度以降、JCMパートナー国が12か国追加され、**2024年4月時点で29か国に増加**。
- 2023年3月、**事業概要（PIN）を活用した事前照会手続きや**、民間事業者がクレジット配分を求める際に留意すべき事項（貢献の考え方等）の解説を含めた「**民間資金を中心とする JCM プロジェクトの組成ガイダンス**」を策定し、**2024年3月に改定**。

■ パリ協定6条実施パートナーシップの立ち上げ（2022年11月）

- 2022年のCOP27にて、パリ協定6条の能力構築に向けて、国際的な連携を促進し、優良事例等の共有、相互学習等を実施するための国際パートナーシップとして日本が主導して立ち上げ。2023年のCOP28にて、各国の能力構築支援に向けた「**6条実施支援パッケージ**」を公表。
- 参加国・機関 76か国・144機関（2024年4月3日時点）

2030年度目標に向けた今後の取組： 環境省JCM資金支援事業及び民間JCMによる2030年度までの想定累積排出削減・吸収量

- これまでに採択・承認された環境省JCM資金支援事業及び民間JCMプロジェクトによる2030年度までに想定される累積の国際的な排出削減・吸収量：約2,800万t-CO₂程度



2030年度目標に向けた今後の取組： 2030年度目標達成に向けた今後の取組の方向性



■ パートナー国の拡大及びパリ協定6条に沿ったJCMのルール・ガイドライン類の整備

- 30か国程度までパートナー国の拡大を図るとともに、COP26で採択された**パリ協定6条2項ガイダンス**に沿った形での**JCMルール・ガイダンス**を各国と順次整備。（現在、チュニジア、スリランカ、ジョージアで策定済み）

■ 政府支援の効率化と民間参画の更なる促進

- JCM設備補助事業において、新規署名国12か国では速やかに第1号案件の組成を目指すほか、導入実績のない優れた脱炭素技術や大型案件は優先的に支援。
- 補助率や費用対効果の審査条件の見直し、改定した民間JCMガイダンスを活用した民間JCMへの移行を加速化。
- パリ協定第6条の定期的報告の効率的実施、JCMウェブサイトの利便性向上を目的として、**JCMウェブサイト及びJCM登録簿システムとの一元的運営のため、JCM登録簿の改修を実施**する。

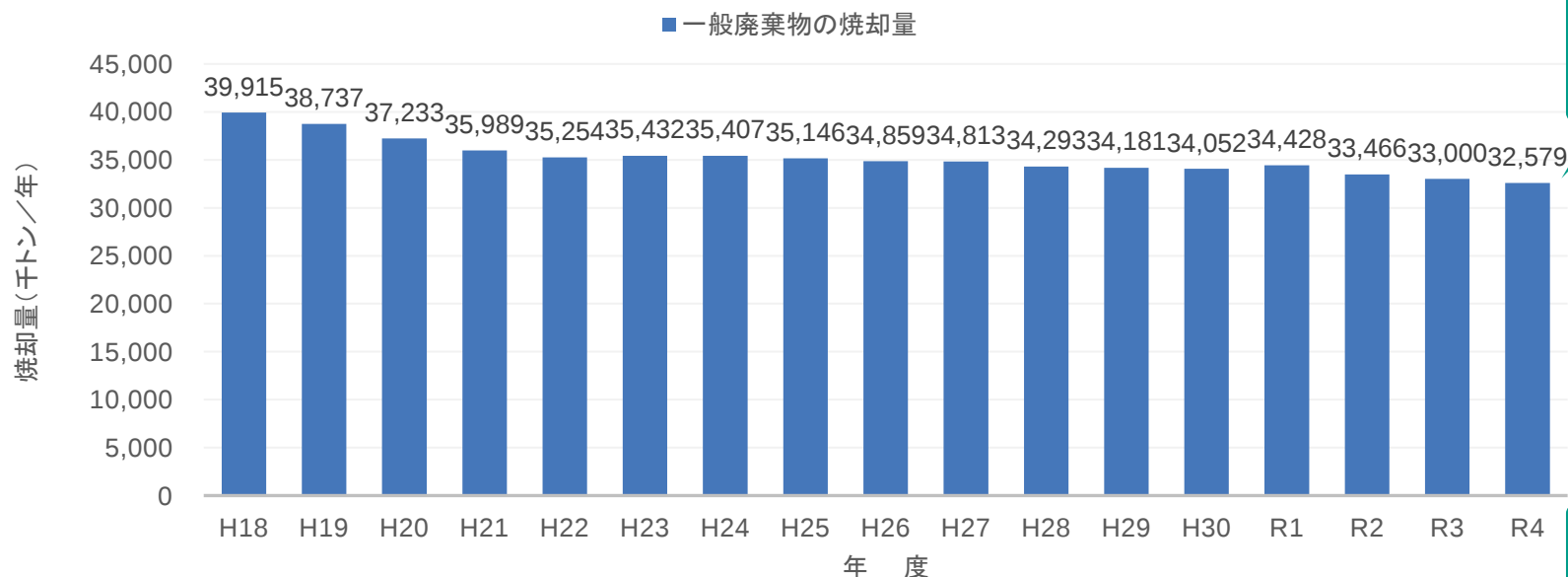
■ JCMの実施体制強化

- JCMクレジット発行、口座簿の管理等に関する主務大臣の手續等を規定するとともに、主務大臣が指定する機関にこれらの一部を実施できるようにする**指定法人制度を創設**し、JCM実施体制を強化するための「**地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（令和6年3月閣議決定）**」を国会に提出。

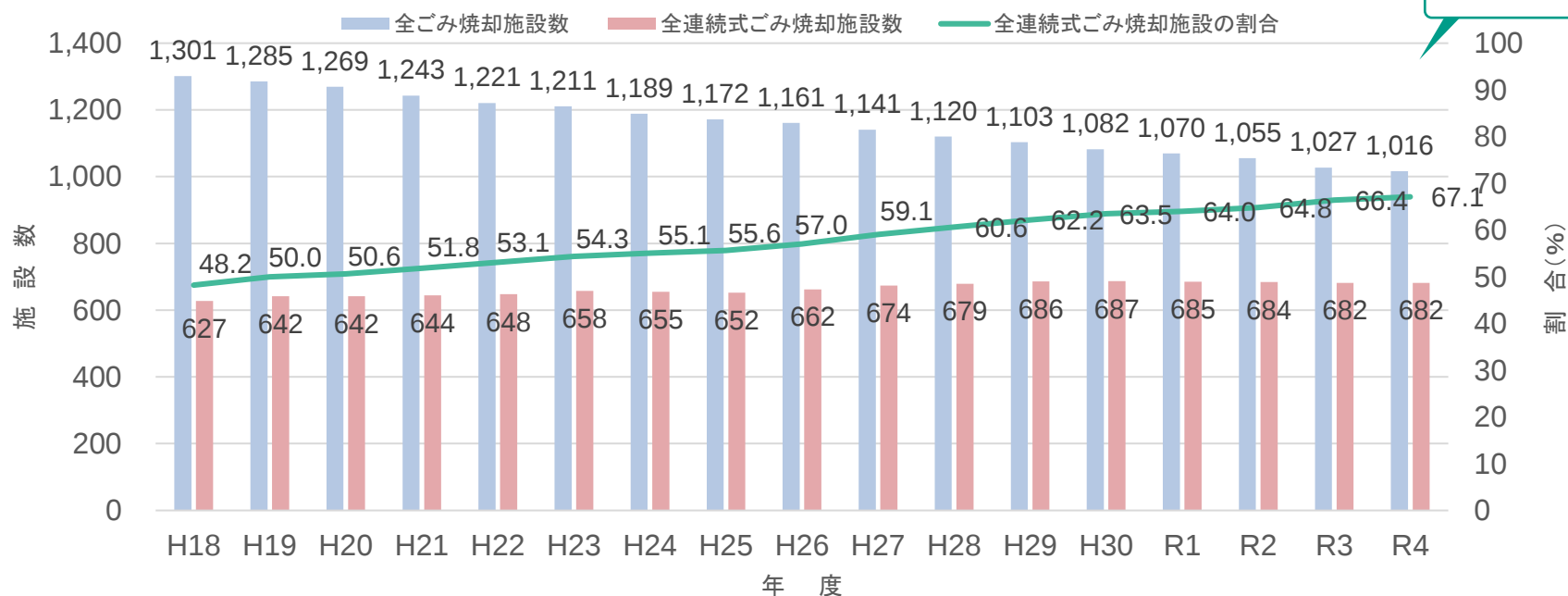
「官民連携での2030年までの累積で1億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量」の達成への取組促進

6. 廃棄物関連

対策・施策の進捗状況： 一般廃棄物焼却量の削減等



一般廃棄物焼却量削減
による一酸化二窒素の
排出削減



一般廃棄物焼却施設に
おける燃焼の高度化によ
る一酸化二窒素の削減

対策・施策の進捗状況： バイオマスプラスチック類の普及

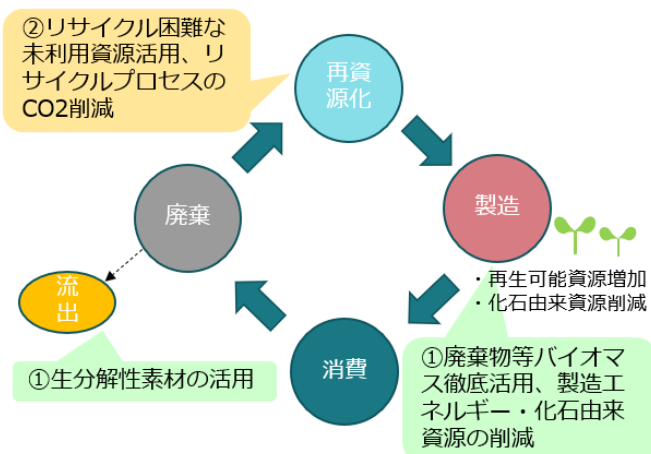
施策・施策の進捗状況に関する評価

従来素材の代替となるバイオマスプラスチック等の開発・実証・設備導入支援を促進した。

脱炭素型循環経済システム構築促進事業

化石由来資源からバイオプラスチック等 への転換・社会実装化実証事業

プラスチック製品・容器包装、マイクロビーズや、航空燃料等を、再生可能資源（バイオマス・生分解性プラスチック、紙、CNF、SAF及びその原料等）に転換するための省CO2型生産インフラの技術実証を強力に支援する。



プラスチック資源・金属資源等のバリューチェーン 脱炭素化のための高度化設備導入等促進事業

バイオマスプラ製造設備導入支援

化石資源由来のプラスチックを代替する再生可能資源由来素材（バイオマスプラスチック等）の製造設備導入を支援する。



バイオマスプラスチック製造設備

2030年度目標に向けた今後の取組：

「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」中間取りまとめについて



- 令和5年4月、太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルについて制度的対応を含めた検討を実施するため、**「再生可能エネルギー発電設備の廃棄・リサイクルのあり方に関する検討会」を立ち上げ**。
- 検討会を計7回開催し、関係者ヒアリングや論点整理の上、令和6年1月に中間取りまとめを公表。

【中間取りまとめのポイント】

- **太陽光発電設備**については、（１）の事項については速やかに対応を行うとともに、（２）の事項については引き続き検討を深め、使用済太陽光発電設備のリサイクル等を促進するために、**義務的リサイクル制度の活用を含め、引取り及び引渡しが確実に実施されるための新たな仕組みの構築に向けた取組を進めていく**。
- 風力発電設備については、風車部品のリサイクルに係る取組の推進や、小型風車を事業者によって確実に撤去させるための方策について引き続き検討を実施。
- その他の再エネ設備については、業界団体等へのヒアリングを通じて各電源ごとの課題を整理。

(１) 速やかに対応する事項	(２) 新たな仕組みの構築や制度的な対応に向けて、引き続き検討を深める事項
➢ 再エネ特措法の新規認定申請時等に、含有物質情報の登録された型式の太陽光パネルの使用を求める。速やかに省令改正を行った上で、含有物質情報に関するデータベースの作成や事業者に対する周知等を進め、2024年春を目途に施行。 ➢ 「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」や「太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドライン」等の関係者へ更なる周知によるリユース、リサイクルの促進 ➢ 太陽光発電設備の設置者に対して適切な絶縁措置を求めること等による、発電終了後の太陽光発電設備の安全を保持するための取組	➢ 使用済太陽光発電設備の移動情報、含有物質情報などリユース・リサイクル・適正処理に必要な情報を把握する仕組み ➢ 各関係事業者間で、使用済太陽光パネルの引渡し及び引取りが確実に実施されるための仕組み ➢ 適正なリユースの促進のための方策 ➢ 事業形態や設置形態を問わず、全体としてリサイクル、適正処理等の費用が確保される仕組み ➢ 発電事業者等の責任による処理を原則として、万が一、事業終了後に太陽光発電設備が放置された場合の対応に関する、関係法令等を踏まえた事業形態や設置形態ごとの整理

2030年度目標に向けた今後の取組： 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ



食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ概要

令和5年12月22日 消費者庁、農林水産省、環境省、こども家庭庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

2030年度までに2000年度比で食品ロス量を半減させる政府目標達成に向け、今回の施策パッケージに盛り込まれた施策を中心に、関係府省庁が地方公共団体や関係民間団体とも連携しながら来年度中に着実に実行し、来年度末に予定している「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（2020年3月31日閣議決定）の見直しに反映させる。

●食品ロス量 ※コロナ禍影響年を除く直近5か年（平成27年～令和元年度）平均614万トン（家庭系：280万トン 事業系334万トン）

2021年度：523万トン ※家庭系：244万トン 事業系：279万トン

目標値：489万トン ※家庭系：216万トン 事業系：273万トン

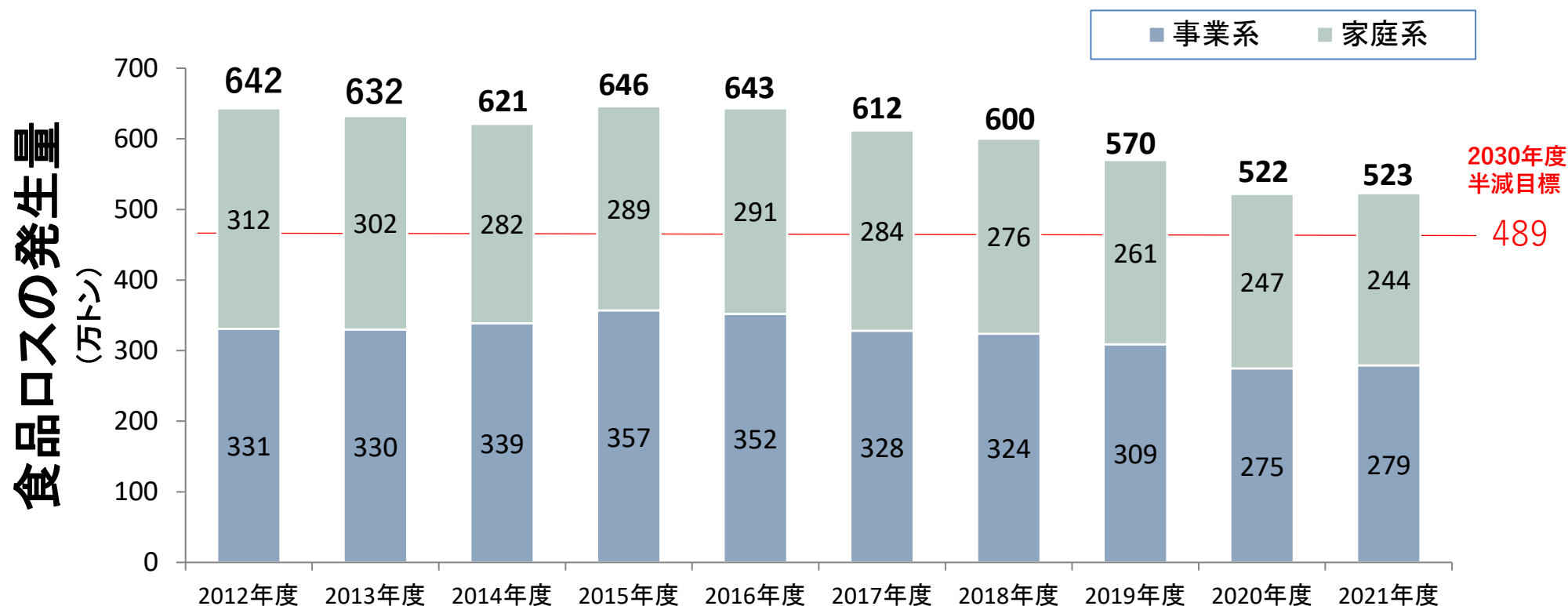
●施策パッケージの主な内容とその後の施策の展開方向

主な施策項目		2023年度	2024年度	2025～2029年度
食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（2020年3月31日閣議決定）		※基本的な方針見直し（閣議決定）		改定基本的な方針に基づく施策の展開
未利用食品等の提供（食品寄附）の促進	食品の期限表示の在り方	期限表示の設定根拠や安全係数の設定等の実態調査、検討会を通じた「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の見直し、その際「まだ食べることのできる食品」の取扱いについて具体的に検討 ^{〔調〕}		新たな期限表示ガイドラインを踏まえた施策の展開
	食品の提供に伴って生ずる法的責任の在り方を含めた食品提供を促進するための措置の具体化	・一定の管理責任を果たすことができる食品寄附関係者（寄附者、フードバンク等）を特定するためのガイドライン（食品寄附ガイドライン）の官民による作成（関連モデル事業の実施） ^{〔消、農、環、厚、こ、法〕} ・食品寄附関係者が加入しやすい保険の仕組みに関する官民協力の下での検討 ^{〔調〕} ・食品関連事業者に対する税制上の取扱いや優良事例の周知・発信 ^{〔農、消〕}		一連の施策実行後、一定の管理責任を果たせる食品寄附関係者による食品寄附活動の促進による食品寄附への社会的信頼の向上し、その上で、食品寄附実態把握、社会福祉や食品アクセスの確保の観点からの食品寄附促進の必要性、社会全体のコンセンサス醸成等を踏まえ、食品寄附に伴って生ずる民事責任の在り方について最終受益者の被害救済にも配慮して法的措置を講じる
	フードバンク団体等を介した食品提供円滑化の強化支援	先進的なフードバンクへの輸配送等支援 ^{〔調〕} 、地方自治体や食品事業者、フードバンク、福祉に関する関係者等が連携して、買物困難者や経済的に困窮している者への食料提供を円滑にする地域の体制づくり支援 ^{〔農、こ、調〕} 、食品の無償提供に関わる多様な主体のデータ連携に関するモデル事業の実施 ^{〔消〕} 、重層的支援体制整備事業等を活用したフードバンク団体等・地方自治体等の連携促進 ^{〔調〕} 、食事の提供等を行うことも食堂の支援 ^{〔こ〕}		寄附食品の管理・流通体制の高度化、地域現場のニーズとの連携の取組の推進
外食	食べ残しの持ち帰り促進	消費者の自己責任を前提としつつ協力する飲食店等が民事・食品衛生上留意すべき事項を規定するガイドライン（食べ残り持ち帰りガイドライン）の策定（関連モデル事業の実施） ^{〔消、農、環、厚、法〕}		食べ残り持ち帰りガイドラインを踏まえた食べ残り持ち帰りの意識変化の推進
食品廃棄物の排出削減の促進	事業系	企業の排出抑制の具体的な取組の公表		事業系食品ロス削減対策の更なる強化
		1/3ルール等商慣習見直し促進		
		食品のリユース促進		
	家庭系	食品ロス状況把握と削減策促進		家庭系食品ロス削減対策の更なる強化 ライフスタイルの変革促進
		家庭系食品ロス発生要因の分析、家庭系食品ロスの効果的削減策に関する手引きの作成 ^{〔調〕}		
		国民運動「デコ活」によるライフスタイル変革促進		
		期限表示の正しい理解の促進		期限表示の理解促進
		賞味期限の愛称（「おいしいめやす」）の周知 ^{〔調〕}		
		経済損失と環境負荷試算		サーキュラーエコノミー加速化、食品廃棄ゼロエリア創出
		算出法確立 → 食品ロス量と併せて経済損失と温室効果ガス排出量の試算値を公表 ^{〔消、農、調〕}		
	地域主体モデル事業取組強化			
その他		サーキュラーエコノミー地域循環モデル構築 ^{〔調〕} 、食品廃棄ゼロエリア創出 ^{〔調〕}		
	学校、保育所、認定こども園、幼稚園への栄養教諭・栄養士等の配置拡大	栄養教諭を中核とした指導の充実 ^{〔文〕} 、栄養教諭に係る定数改善と計画的な採用等の働きかけ ^{〔文〕} 、保育所・認定こども園・幼稚園への栄養士・栄養教諭の配置支援 ^{〔こ、文〕}		
	国主催イベント等での削減取組	2025大阪・関西万博啓発手法検討、資料開発 ^{〔調〕}		
	ICT等の活用	ICTを活用した売れ残り等の課題解決 ^{〔調〕} 、サプライチェーン効率化のための調査・実証・啓発 ^{〔調〕}		

二〇三〇年度までの半減目標の達成

2030年度目標に向けた今後の取組： 我が国の食品ロスの発生量の推移

- 平成24年度より、食品ロスの発生量の詳細な推計を実施
- 令和3年度は約523万トンと、前年度と同水準
- 内訳は、事業系が約4万トン（約1.5%）増加、家庭系が約3万トン（約1.2%）減少
- 2030年度半減目標の達成に向け、中長期的な推移を注視することが必要

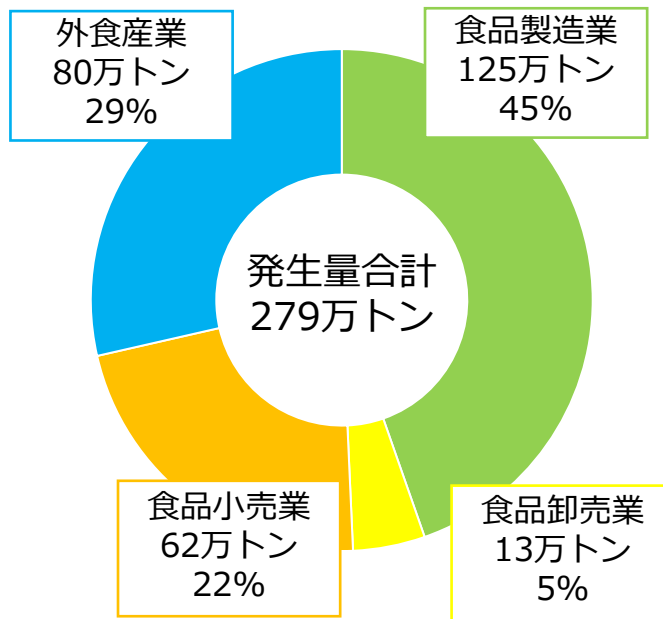


※端数処理により合計と内訳の計が一致しないことがあります。

2030年度目標に向けた今後の取組： 食品ロス発生要因の内訳

- 我が国の食品ロスは523万トン ※農林水産省・環境省「令和3年度推計」
- 食品ロスのうち事業系は279万トン、家庭系は244万トンであり、食品ロス削減には、事業者、家庭双方の取組が必要。
- 家庭系での取組によるCO2削減量は26.7万トン-CO2を見込む。

事業系食品ロス（可食部）の業種別内訳



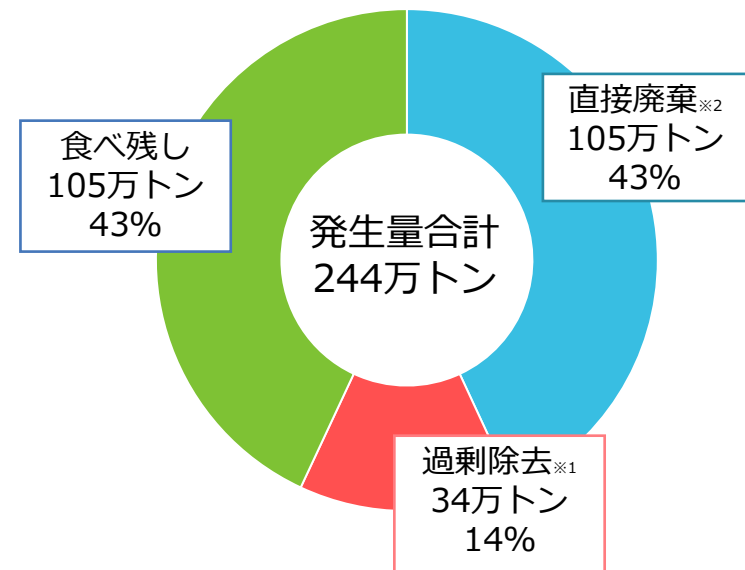
製造・卸・小売事業者

○製造・流通・調理の過程で発生する規格外品、返品、売れ残りなどが食品ロスになる

外食事業者

○作り過ぎ、食べ残しなどが食品ロスになる

家庭系食品ロスの内訳



※1：野菜の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分が捨てられている
※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

